

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月24日
【計算期間】	第5期 (自 平成23年10月26日 至 平成24年10月25日)
【ファンド名】	新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 善雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	債 券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)	ファミリーファンド	あり ()		
	年2回	日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米				
	年6回 (隔月)	欧州				
	年12回 (毎月)	アジア				
	日々	オセアニア				
不動産投信	その他 ()	中南米			ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))		アフリカ				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)				
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式(一般)))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド).....「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型... 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型..... 目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- 一般..... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株..... 目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株..... 目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- 一般..... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債..... 目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債..... 目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券... 目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信..... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産..... 組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合..... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型... 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型... 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回..... 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回..... 目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回..... 目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年6回(隔月)..... 目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年12回(毎月)... 目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- 日々..... 目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- その他..... 上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル..... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- 日本..... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 北米..... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 欧州..... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アジア..... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- オセアニア..... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中南米..... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アフリカ..... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中近東(中東)... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- エマージング... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ファミリーファンド..... 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(平成22年7月1日現在)

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1. 主として、インドのインフラストラクチャー関連株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。

- インドの金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

株式への直接投資に加えて、上記企業の預託証券*等に投資する場合があります。これらを総称して、以下「インフラ関連株式等」といいます。

*預託証券：Depositary Receiptのことで、頭文字をとってDRと略することがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことで、

- インフラ関連株式等への投資は、モーリシャス籍の円建て外国投資信託「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」 Class B(以下「投資先ファンド」といいます。＜投資先ファンドの概要＞をご参照ください。)の投資証券への投資を通じて行います。(当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。)
- 主として、投資先ファンドに投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。
- 実質組入外資建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

インフラストラクチャー (infrastructure) とは「社会基盤」という意味で、「インフラ」と略することがあります。道路・鉄道や空港・港湾などの交通・物流、電力・ガスなどのエネルギー供給、上下水道サービス・都市基盤や通信など多岐にわたります。

2. UTIグループによる運用

- 投資先ファンドは、インド国内大手の運用会社であるUTIグループが運用します。
- UTIグループは、1963年にインドで最初に設立された40年以上の歴史を持つインド国内最古の投信会社です。

<参考情報>

インドの概要

国名	インド(India)	 <p><インド国旗> 国旗の「サフラン色」は勇気・慈悲深さと自己犠牲、「緑」は公正・豊作、「白」は平和・純粋・真実をそれぞれ意味します。</p>
首都	ニューデリー (New Delhi)	
人口	12億1,019万人(2011年)	
国土	3,287,263km ² (日本の約8.8倍)*1	
言語	ヒンディー語(連邦公用語)、英語(準公用語) その他憲法認定公用語21種類	
宗教	ヒンドゥー教(約83%)、イスラム教(約11%)、 キリスト教(約3%)他	
通貨	インド・ルピー (1インド・ルピー=約1.51円*2)	
政体	共和制	
元首	プラナーブ・ムカジー大統領	
議会	二院制(上院245議席・任期6年、下院545議席・任期5年)	
内閣	首相 マンモハン・シン	
GDPの産業別内訳*3	第一次産業:17.2%、第二次産業:26.4%、第三次産業:56.4% (2011年)	

*1 インド政府資料、パキスタン・中国との係争地を含みます。

*2 2012年11月末現在の三菱東京UFJ銀行対顧客電信売相場仲値

*3 GDPの産業別内訳は四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

出所:外務省、日本貿易振興機構(JETRO)、アジア開発銀行(ADB)、ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

インド経済

■インドの2011年の国内総生産(GDP、以下「GDP」といいます)^{*1}は1兆8,268億米ドルで、世界第10位の規模です。

■他のBRICs諸国^{*2}の2011年のGDPは、ブラジル第6位、ロシア第9位、中国第2位となっています。

*1 国内総生産(GDP)は、国の経済規模を測る最も基本的な指標の一つであり、国内で生産されたモノやサービスといった付加価値の合計額を指します。

*2 BRICs諸国とはブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国を指します。

■インドの2011年の1人当たりGDPは日本の1968年から1969年頃の水準に相当します。



※1955年から1979年は内閣府のデータを各年末の為替レートで米ドル換算して使用、1980年以降は国際通貨基金(IMF)のデータを使用しています。一部予測値が含まれます。

■インドの実質GDP成長率は日本などの先進国と比べ、相対的に高成長が期待されます。



*2012年以降は国際通貨基金(IMF)2012年10月公表の予測値です。

出所:内閣府、国際通貨基金(IMF)のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

インドの株式市場

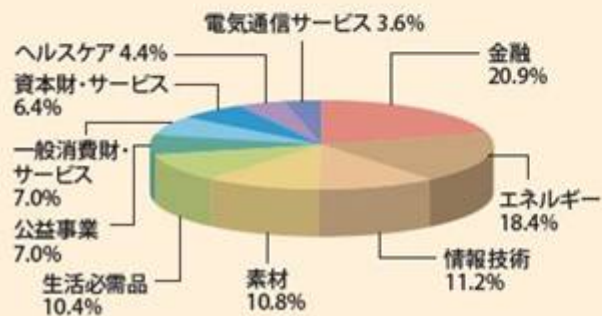
(ポイント) BSE100種指数(ムンバイ100種指数)^{*1}の推移(1996年1月末~2012年11月末)



*1 BSE100種指数(ムンバイ100種指数):ムンバイ、コルカタ、デリー、アーメダバード、マドラスの5証券取引所の各種リストから選定された上場100銘柄により構成された指数です。

出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

BSE100種指数(ムンバイ100種指数)の業種別構成比(2012年11月末)



インドの代表的な証券取引所(2012年11月末現在)

	ムンバイ証券取引所	ナショナル証券取引所
上場銘柄数	5,180	1,661
時価総額(兆円) ^{*2}	101.7	99.7

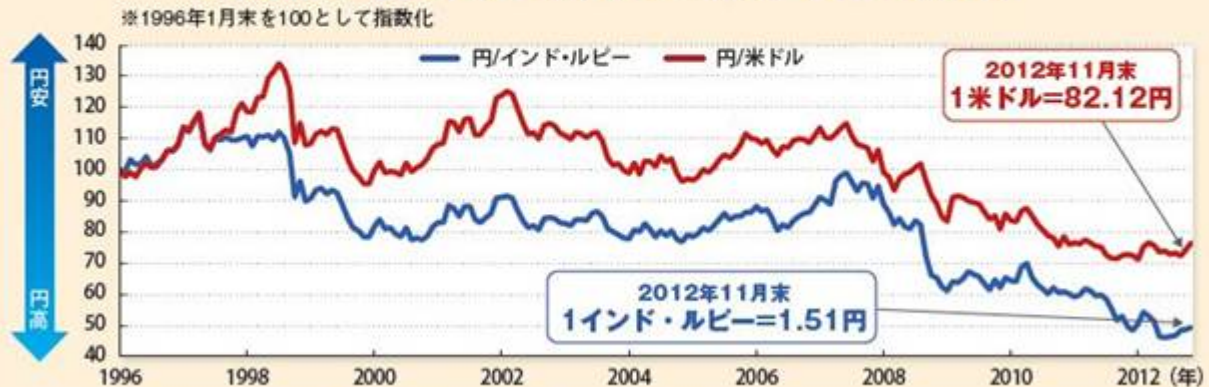
*2 2012年11月末現在の三菱東京UFJ銀行対顧客電信売買相場仲値にて換算
出所:World Federation of Exchangesのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

※左記のグラフは四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。
※左記のグラフはBSE100種指数(ムンバイ100種指数)の業種別構成比であり、投資先ファンドが用いるセクター分類とは一致しません。

出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

インドの為替市場

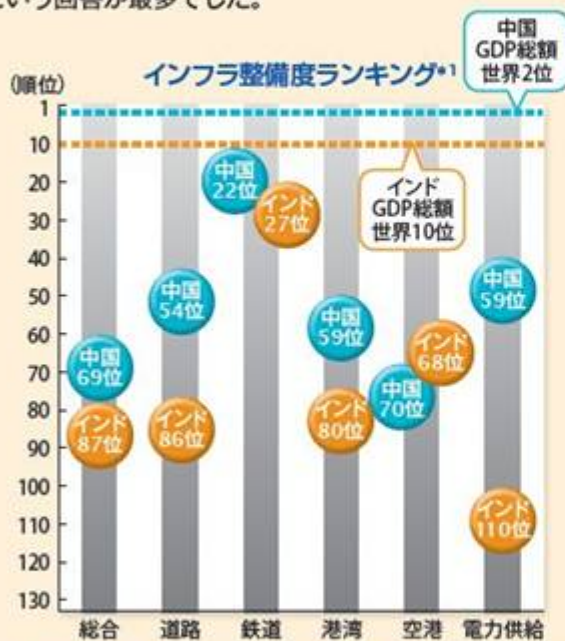
円/インド・ルピーと円/米ドルの推移(1996年1月末～2012年11月末)



出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

インド経済発展のカギを握るインフラ整備

- インドの2011年の国内総生産は世界10位の規模を誇りますが、これに対してインフラ整備度ランキング*1では総合87位と、その経済規模と比べ、インフラ整備が遅れています。
- 世界の企業経営者向けのアンケート*2でも、インドでビジネスを行うにあたり、最も問題となるのは「インフラの不足」という回答が最多でした。



*1 道路や空港などの基礎的社会基盤や、通信関連投資、固定電話の普及率等、100の基準をもとに世界144ヵ国における社会基盤の充実度をランキングしたもの

経営者向けアンケート結果*2



*2 企業経営者が16の要素の中からインドでビジネスを行うにあたり問題となる要素を5つ選び最も大きな問題を1として、1から5までの数値でランク付けしたもの。グラフ中の数値はランク付けによるウエイトを考慮したもの

出所:The Global Competitiveness Report 2012-2013をもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

- インド政府の第12次5カ年計画(2012年4月～2017年3月)では、第11次5カ年計画(2007年4月～2012年3月)を上回る大規模なインフラ投資が行なわれる予定です。また、GDPに対するインフラ投資の割合は大幅な増加が見込まれています。



*3 概算値、予測値を含みます。2012年度から2016年度のインフラ投資額(GDP比)については、GDP成長率を9%と仮定して算出しています。出所:インド政府計画委員会のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

電力

- 経済成長の基盤となる電力・エネルギーの確保は重要な課題のひとつです。今後の経済成長や人口増加に伴う工業化・都市化の進展とともに、電力・エネルギーの重要性はますます高まると考えられます。
- 第12次5カ年計画(2012年4月～2017年3月)では第11次5カ年計画(2007年4月～2012年3月)を上回る100ギガワットの電力容量の増強が予定されています。



* 2011年度は期末ではなく11月末までのデータです。出所:インド電力省のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成



出所:世界銀行のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

交通網

■ 道路

インド国内における貨物輸送の約70%、旅客輸送の約85%が道路を經由しており、道路はインド輸送網において大変重要な役割を果たしています。また、今後数年間は道路経由の輸送量は年間8%以上で増加していくとみられています。しかし、インドの道路整備は依然として不十分な状況です。国道は全道路の約2%に過ぎませんが、交通量では全体の約40%を占めています。早急に道路網を整備・拡張する必要があります。国道整備計画(NHDP)では、約560億米ドル(約4兆5,987億円*)の投資により、54,000kmの道路整備が予定されています。

インドの代表的な道路建設計画(2012年9月末現在)



■ 鉄道

鉄道は特にインドの交通網において重要な役割を占めています。インドの鉄道は日々2,200万人の乗客と年間2,300万トンの貨物を輸送しています。2009年12月に策定されたロードマップでは、今後10年間で更に約2,600億米ドル(約21兆3,512億円*)が投資され、鉄道網の拡大と強化に当てられる見込みです。

9/19 港

現在、チェンナイ、コルカタ国際空港などの近代化が公共投資主導で進められています。今後は中規模都市へのビ

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

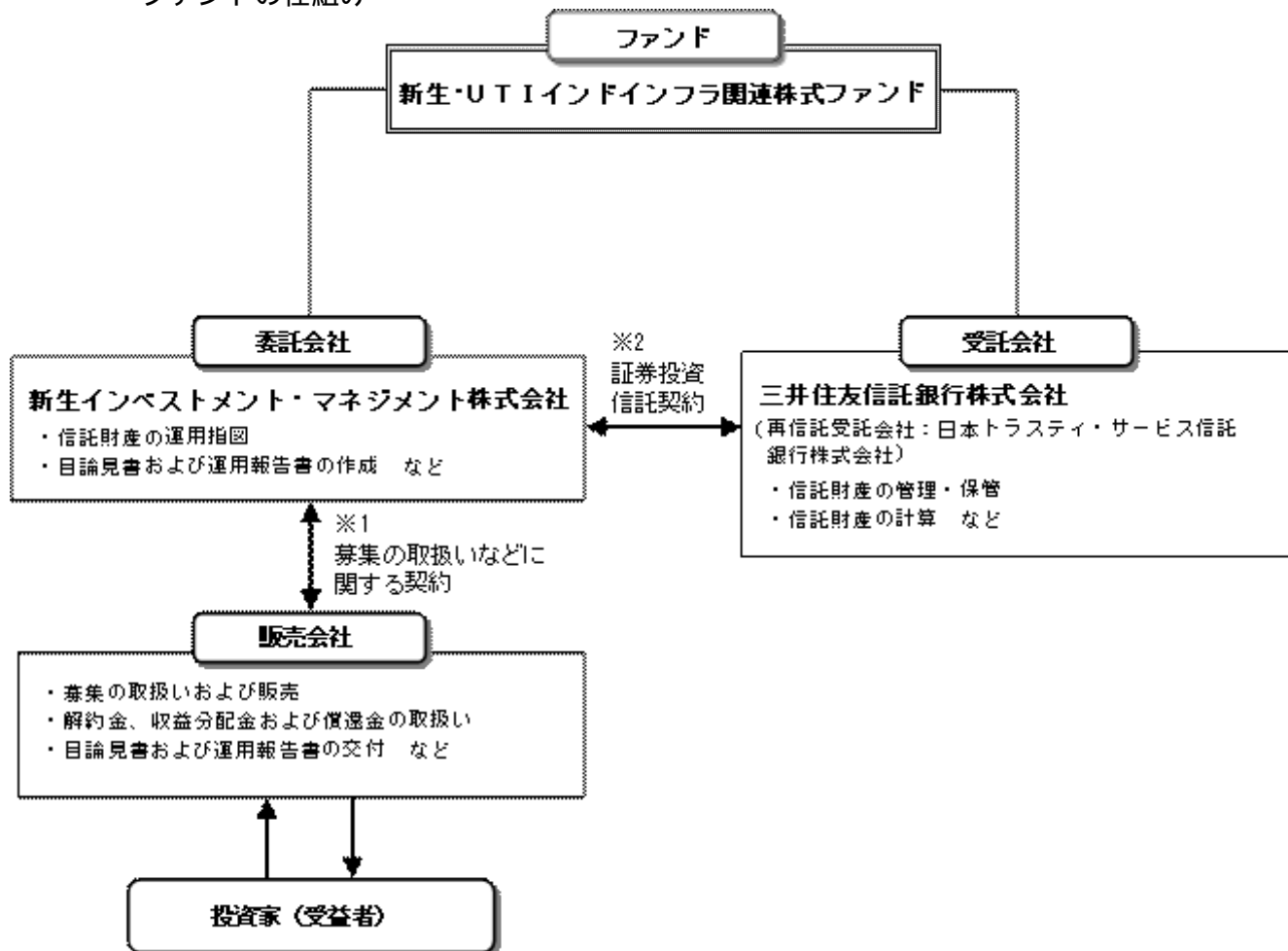
(2) 【ファンドの沿革】

平成20年2月29日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

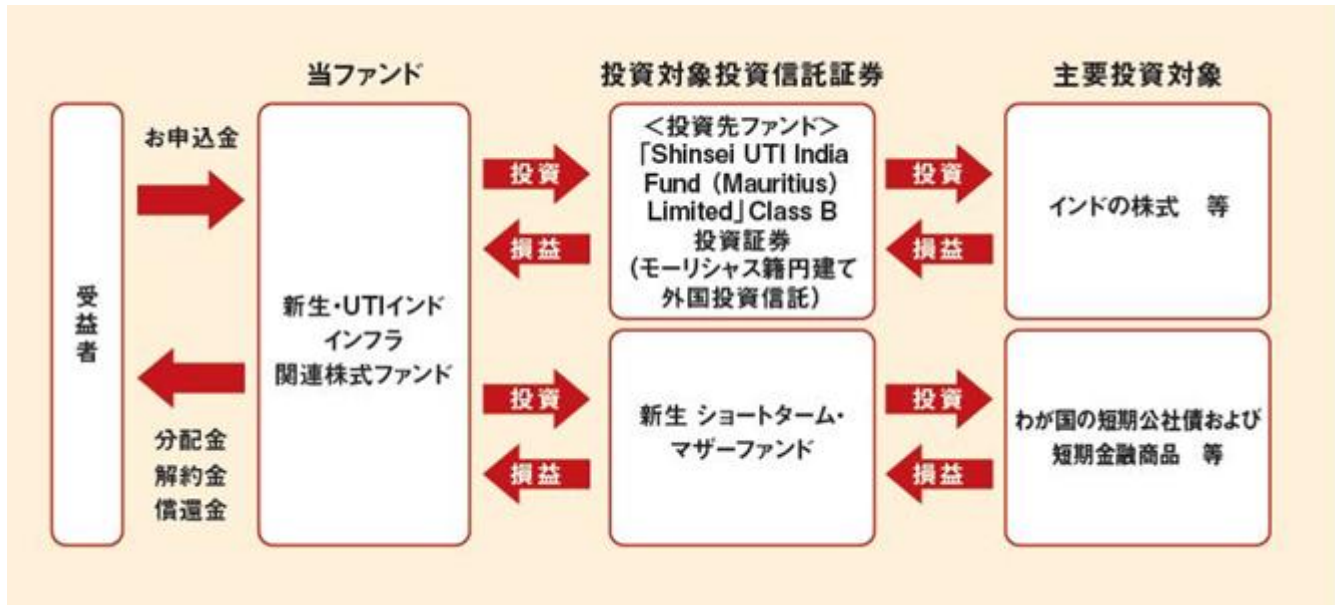
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成24年10月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

- 平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
 平成14年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
 平成15年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
 平成19年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class B投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）を主な投資対象とします。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組入れる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託です。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
2. 証券投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

投資先ファンドの概要

1) 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」 Class B投資証券

ファンド名	「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」 Class B投資証券	
形態	モーリシャス籍の円建て外国投資法人	
運用の基本方針	成長性の高いインドのインフラストラクチャー（*1）関連事業を営む企業の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。	
主な投資対象	ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式等を主要投資対象とします。ただし、直接投資に加えて、預託証券（*2）を用いた投資を行うこともあります。	
ファンドの 関係法人	運用会社	UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited
	運用助言者	UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED
	管理会社	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
ファンドの特徴	<p>1. 主として、ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する、インドのインフラストラクチャー関連企業の株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。</p> <p>2. マクロ経済や、セクター見通しの分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業の予想 PERなどの定量分析や、成長性などの定性分析によるボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。</p> <p>3. 運用会社であるUTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedは、UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED からの投資助言をもとに運用を行います。</p> <p>* 当ファンドは純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。</p>	
手数料等	<p>申込手数料はかかりません。</p> <p>換金（解約）手数料はかかりません。</p> <p>運用報酬および管理報酬等は年率0.8%（上限）です。</p> <p>（運用報酬：0.70%、管理事務代行会社報酬：0.07%、保管会社報酬：0.03%）</p> <p>当初のファンド設定費用は約105万円です。</p> <p>（当該費用は当初5年間で償却します。（年額約21万円））</p>	
決算日	毎年3月31日	

（*1）インフラストラクチャー（infrastructure）とは「社会基盤」という意味で、「インフラ」と略することがあります。道路・鉄道や空港・港湾などの交通・物流、電力・ガスなどのエネルギー供給、上下水道・都市基盤や通信など多岐にわたります。

（*2）預託証券とは、企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

2) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	<p>外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p>
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会議	役割・機能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組織	役割・機能
運用部 (7名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

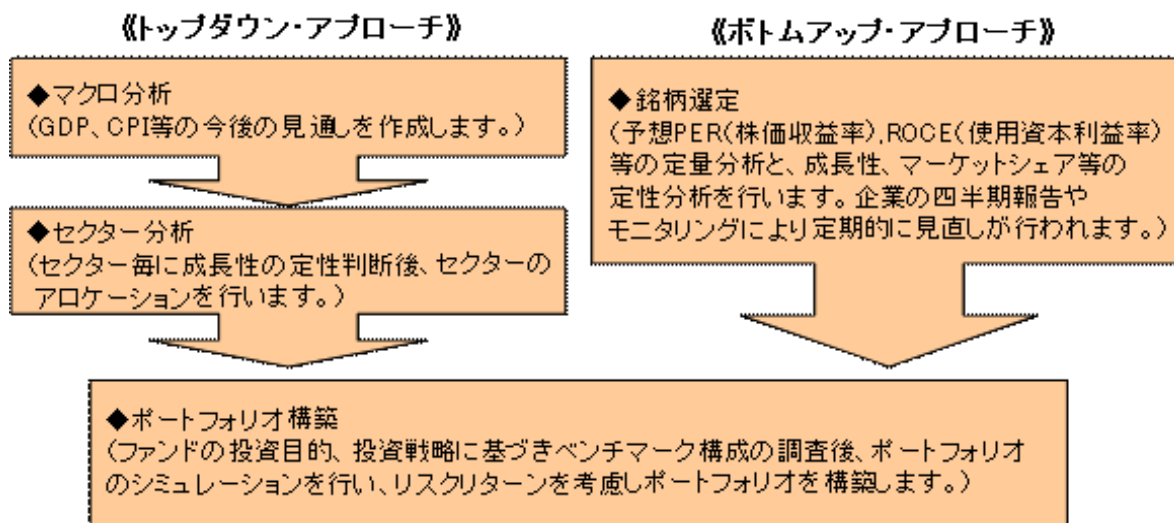
上記の運用体制は、平成24年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< U T I アセット・マネジメント社 >

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています。

証券リサーチ部門	15名
ファンドマネジメント部門	16名
ポートフォリオマネジメント部門	20名
リスク管理部門	4名
コンプライアンス部門	5名

投資プロセス



上記体制等は、平成24年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い**< 分配金再投資コース >**

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】**約款に定める投資制限**

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマースナル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 前記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - イ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 4. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
 5. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】**(1) ファンドのリスク**

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあ

ります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。

- す。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
 - 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(2) リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。 ・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。

2) コンプライアンス体制

管理部（コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。）は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

上記体制は平成24年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< U T I アセット・マネジメント社 >

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています。

上記体制等は、平成24年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.675%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.197%（税抜1.14%）
投資対象とする投資信託証券	0.7%程度
実質的負担	1.897%（税抜1.84%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.197%（税抜1.14%）の率を乗じて得た額とします。
- ・投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.7%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.897%程度です。
投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.197%	0.4095%	0.7350%	0.0525%
(1.14%)	(0.39%)	(0.70%)	(0.05%)

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

また、投資先ファンドにかかる保管報酬、事務処理に要する諸費用、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料およびファンド設立費用等が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147% (所得税7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益(譲渡益)^{*}については譲渡所得として、10.147% (所得税7.147%および地方税3%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、10.147% (所得税7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り、)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)および普通分配金(申告分離課税を選択したものに限り、)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315% (所得税のみ)の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

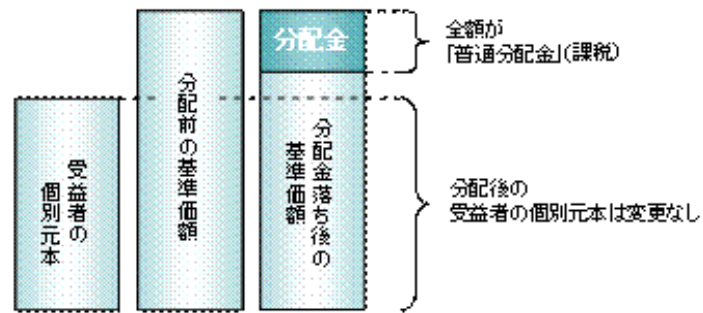
- 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

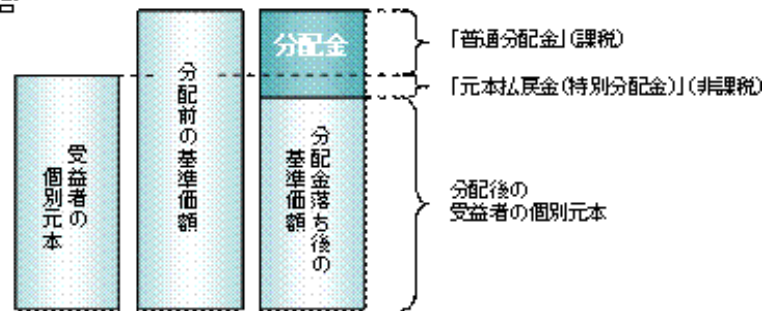
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成25年1月24日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2012年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	モーリシャス	953,052,845	96.46
親投資信託受益証券	日本	20,206,625	2.05
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	14,788,110	1.50
合計(純資産総額)		988,047,580	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
モーリシャス	投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B	2,328,082.236	421	982,149,915	409.3725	953,052,845	96.46
日本	親投資信託 受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	19,876,673	1.0165	20,204,638	1.0166	20,206,625	2.05

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.46
親投資信託受益証券	2.05
合計	98.50

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2008年10月27日	949	949	0.3378	0.3378
第2計算期間末	2009年10月26日	2,375	2,375	0.6715	0.6715
第3計算期間末	2010年10月25日	2,006	2,006	0.6671	0.6671
第4計算期間末	2011年10月25日	1,089	1,089	0.4156	0.4156
第5計算期間末	2012年10月25日	1,017	1,017	0.4187	0.4187
	2011年10月末日	1,147	-	0.4388	-
	11月末日	1,007	-	0.3880	-
	12月末日	891	-	0.3460	-
	2012年 1月末日	1,047	-	0.4078	-
	2月末日	1,170	-	0.4577	-
	3月末日	1,100	-	0.4331	-
	4月末日	1,006	-	0.3996	-
	5月末日	863	-	0.3444	-
	6月末日	887	-	0.3555	-
	7月末日	910	-	0.3658	-
	8月末日	896	-	0.3629	-
	9月末日	995	-	0.4057	-
	10月末日	988	-	0.4067	-

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2008年 2月29日～2008年10月27日	0.0000
第2期	2008年10月28日～2009年10月26日	0.0000
第3期	2009年10月27日～2010年10月25日	0.0000
第4期	2010年10月26日～2011年10月25日	0.0000
第5期	2011年10月26日～2012年10月25日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2008年 2月29日～2008年10月27日	66.2
第2期	2008年10月28日～2009年10月26日	98.8
第3期	2009年10月27日～2010年10月25日	0.7
第4期	2010年10月26日～2011年10月25日	37.7
第5期	2011年10月26日～2012年10月25日	0.7

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2008年2月29日～2008年10月27日	3,458,809,847	648,628,697
第2期	2008年10月28日～2009年10月26日	1,329,513,063	601,945,840
第3期	2009年10月27日～2010年10月25日	220,982,618	751,310,080
第4期	2010年10月26日～2011年10月25日	116,937,472	503,038,709
第5期	2011年10月26日～2012年10月25日	82,616,471	273,776,913

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考) 新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2012年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	389,972,850	98.13
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	7,412,111	1.87
合計(純資産総額)		397,384,961	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	国債証券	第306回国庫短期証券		2012/12/3	250,000,000	99.97	249,939,750	99.99	249,978,750	62.91
日本	国債証券	第299回国庫短期証券		2012/11/5	100,000,000	99.97	99,975,500	99.99	99,998,300	25.16
日本	国債証券	第308回国庫短期証券		2012/12/10	40,000,000	99.97	39,990,280	99.98	39,995,800	10.06

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.13
合計	98.13

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績

(2012年10月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

分配の推移

決算期	分配金
2012年10月	0円
2011年10月	0円
2010年10月	0円
2009年10月	0円
2008年10月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

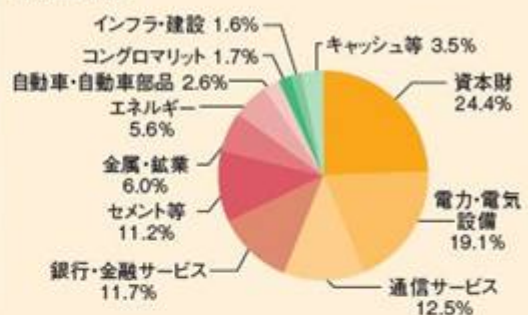
主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

【組入れ上位10銘柄】

	銘柄名	業種	組入比率
1	ラーセン&トップロ	資本財	13.2%
2	ブハルティ・エアテル	通信サービス	10.6%
3	ハウジング・ディベロップメント・ファイナンス・コーポ	銀行・金融サービス	7.8%
4	シュリーセメント	セメント等	7.4%
5	パーラト重電機	電力・電気設備	5.8%
6	グラインドウェル・ノートン	資本財	3.9%
7	ウルトラ・テック・セメント	セメント等	3.8%
8	ナショナル・サーマルパワー	電力・電気設備	3.7%
9	カミンズ・インディア	電力・電気設備	3.5%
10	コール・インディア	金属・鉱業	3.4%

【業種配分】



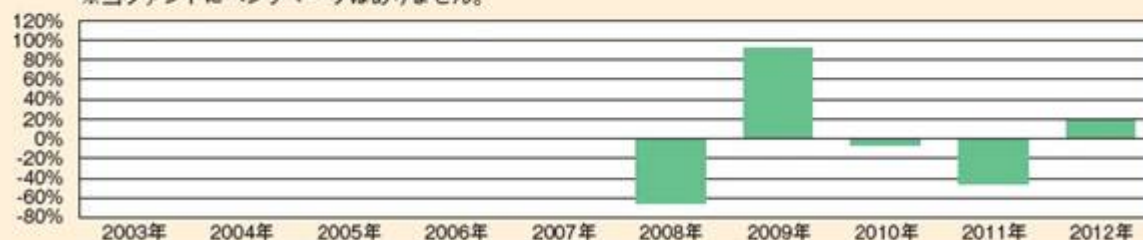
※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



・ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

・2008年は設定時(2月29日)から年末までの収益率、2012年は1月から10月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

ムンバイ証券取引所の休業日

ナショナル証券取引所の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
モーリシャスの銀行休業日
ムンバイ証券取引所の休業日
ナショナル証券取引所の休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位
1口単位
販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

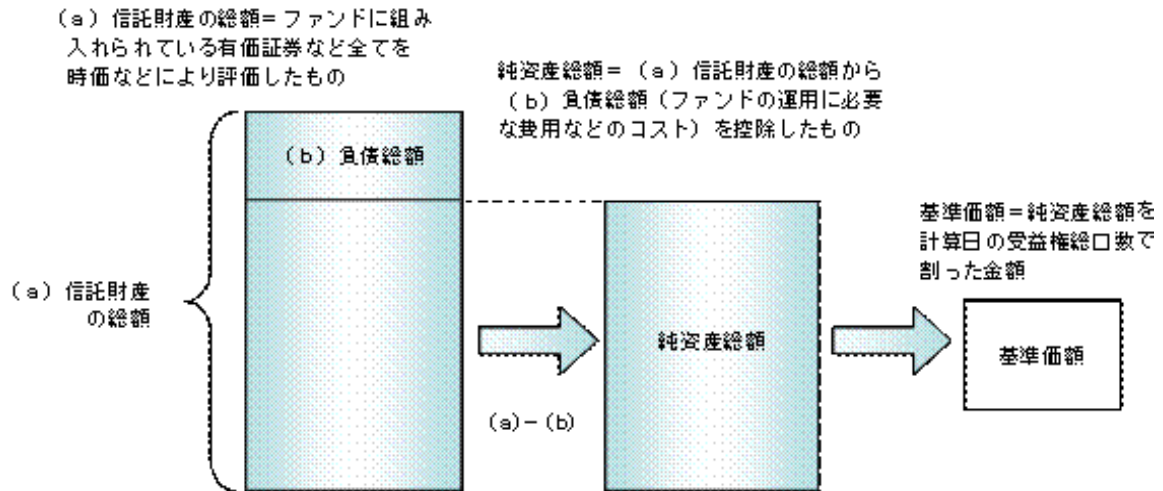
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成20年2月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

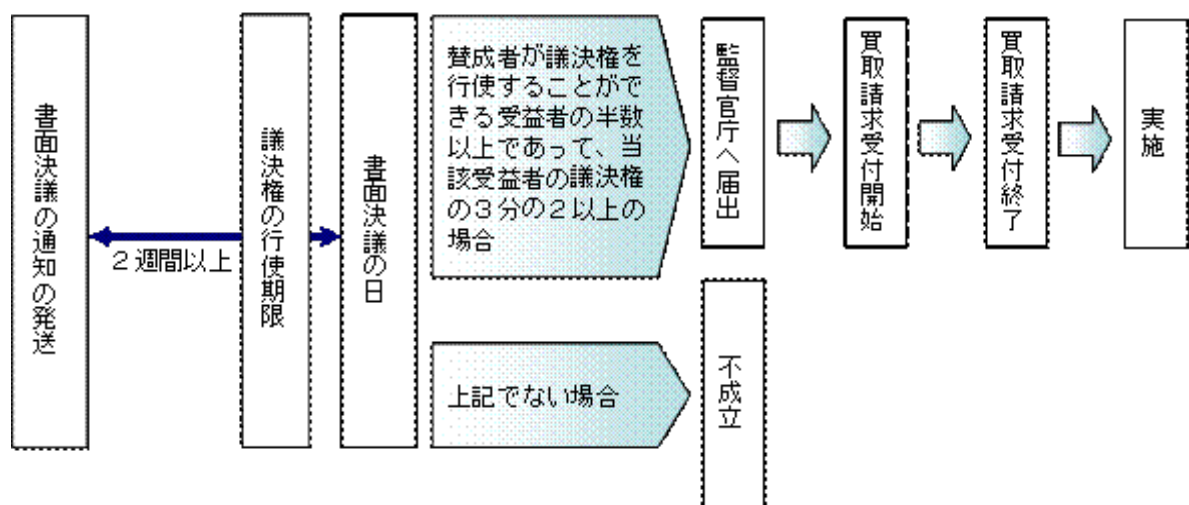
信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
 - 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
 - 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
 - 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。
- <書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更などを行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更などに反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成23年10月26日から平成24年10月25日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成23年10月25日現在)	第5期 (平成24年10月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,050,599	25,181,139
投資証券	1,037,249,407	982,149,915
親投資信託受益証券	20,184,761	20,204,638
未収入金	25,000,000	-
未収利息	28	34
流動資産合計	1,103,484,795	1,027,535,726
資産合計	1,103,484,795	1,027,535,726
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,178,911	3,825,429
未払受託者報酬	368,831	245,087
未払委託者報酬	8,040,368	5,342,836
その他未払費用	526,308	524,844
流動負債合計	14,114,418	9,938,196
負債合計	14,114,418	9,938,196
純資産の部		
元本等		
元本	2,621,319,674	2,430,159,232
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,531,949,297	1,412,561,702
純資産合計	1,089,370,377	1,017,597,530
負債純資産合計	1,103,484,795	1,027,535,726

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 (自平成22年10月26日 至平成23年10月25日)	第5期 (自平成23年10月26日 至平成24年10月25日)
営業収益		
受取利息	17,341	9,452
有価証券売買等損益	683,817,387	16,920,385
営業収益合計	683,800,046	16,929,837
営業費用		
受託者報酬	834,193	524,521
委託者報酬	18,185,192	11,434,429
その他費用	1,049,740	1,049,688
営業費用合計	20,069,125	13,008,638
営業利益又は営業損失（ ）	703,869,171	3,921,199
経常利益又は経常損失（ ）	703,869,171	3,921,199
当期純利益又は当期純損失（ ）	703,869,171	3,921,199
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	55,919,062	5,058,908
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,001,052,832	1,531,949,297
剰余金増加額又は欠損金減少額	168,413,078	160,063,818
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	168,413,078	160,063,818
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,359,434	49,656,330
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,359,434	49,656,330
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,531,949,297	1,412,561,702

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期 (自平成23年10月26日 至平成24年10月25日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとしておりません。

&nbsp;&nbsp;&nbsp;(追加情報)

第5期 (自平成23年10月26日 至平成24年10月25日)
第5期計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

&nbsp;&nbsp;&nbsp;(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (平成23年10月25日現在)	第5期 (平成24年10月25日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	2,621,319,674口	2,430,159,232口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		
元本の欠損	1,531,949,297円	1,412,561,702円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4156円 (4,156円)	0.4187円 (4,187円)

&nbsp;&nbsp;&nbsp;(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 (自平成22年10月26日 至平成23年10月25日)	第5期 (自平成23年10月26日 至平成24年10月25日)
1. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,159円)、及び分配準備積立金(47,637円)より、分配対象収益は51,796円(1口当たり0.000019円)ですが、当期に分配した金額はありません。	1. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(4,249円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(5,831円)、及び分配準備積立金(62,619円)より、分配対象収益は72,699円(1口当たり0.000028円)ですが、当期に分配した金額はありません。
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

第4期 (自平成22年10月26日 至平成23年10月25日)	第5期 (自平成23年10月26日 至平成24年10月25日)
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>金融商品2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

第4期 (平成23年10月25日現在)	第5期 (平成24年10月25日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額</p> <p>金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額</p> <p>金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 （自平成22年10月26日 至平成23年10月25日）	第5期 （自平成23年10月26日 至平成24年10月25日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第5期 （自平成23年10月26日 至平成24年10月25日）
該当事項はありません。

（その他の注記）**1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動**

項目	第4期 （平成23年10月25日現在）	第5期 （平成24年10月25日現在）
期首元本額	3,007,420,911円	2,621,319,674円
期中追加設定元本額	116,937,472円	82,616,471円
期中一部解約元本額	503,038,709円	273,776,913円

2 有価証券関係**売買目的有価証券**

種類	第4期 （平成23年10月25日現在） 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	第5期 （平成24年10月25日現在） 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	635,466,561	16,275,157
親投資信託受益証券	19,877	19,877
合計	635,446,684	16,295,034

3 デリバティブ取引関係

第4期 （平成23年10月25日現在）	第5期 （平成24年10月25日現在）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B	2,328,082.236	982,149,915	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザー ファンド	19,876,673	20,204,638	
合計			1,002,354,553	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

本書の開示対象ファンド（新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド）（以下「当ファンド」といいます。）は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class B 投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資信託の投資証券です。同外国投資信託の計算期間末日(平成24年3月31日)時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、委託会社が監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、原文を翻訳しております。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの計算日における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

新生 ショートターム・マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成24年10月25日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,412,041
国債証券	389,969,360
未収利息	10
流動資産合計	397,381,411
資産合計	397,381,411
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	390,912,727
剰余金	
剰余金	6,468,684
純資産合計	397,381,411
負債純資産合計	397,381,411

(2) 注記表**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

項目	(自平成23年10月26日 至平成24年10月25日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年10月25日現在)
1. 計算日における受益権総数	390,912,727口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0165円 (10,165円)

(金融商品に関する注記)**1 金融商品の状況に関する事項**

(自平成23年10月26日 至平成24年10月25日)	
1 金融商品に対する取組方針	本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

(平成24年10月25日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成23年10月26日 至平成24年10月25日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成23年10月26日 至平成24年10月25日）
該当事項はありません。

（その他の注記）**1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳**

項目	（平成24年10月25日現在）
同計算期間の期首元本額	390,912,727円
同計算期間中の追加設定元本額	-円
同計算期間中の一部解約元本額	-円
同計算期間末日の元本額	390,912,727円
上記元本額の内訳	
新生・U T I インドファンド	300,568,055円
新生・フラトンV P I Cファンド	70,467,999円
新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド	19,876,673円

2 有価証券関係

（平成24年10月25日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	63,830
合計	63,830

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年12月13日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

平成24年10月25日現在
該当事項はありません。

（3）附属明細表

（平成24年10月25日現在）

第1 有価証券明細表**株式**

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考 （償還年月日）
国債証券	第299回国庫短期証券	100,000,000	99,998,000	2012年11月5日
	第306回国庫短期証券	250,000,000	249,976,000	2012年12月3日
	第308回国庫短期証券	40,000,000	39,995,360	2012年12月10日
	合計	390,000,000	389,969,360	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社 インフラストラクチャー・クラス
2012年3月31日会計年度の財務諸表

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社 インフラストラクチャー・クラス
企業データ

任命日

取締役 :	Mr. Sanjay Sachdev	2006年12月 7 日
	Mr. Dilip Gooljar (Reappointed)	2007年12月12日
	Mr. Anil Sharma	2009年 3 月20日
	Mr. Praveen Jagwani	2011年 5 月 7 日

管理会社 : Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
4th floor, Barkly Wharf
Caudan Waterfront
Port Louis
Mauritius

登記上の本社 : 4th floor, Barkly Wharf
Caudan Waterfront
Port Louis
Mauritius

監査人 : Ernst & Young
Level 9, NeXteracom Tower 1
Cybercity
Ebene
Mauritius

保管銀行 : Deutsche Bank AG
Direct Securities Services
4th Floor, Block B1
Nirlon Knowledge Park
Western Express Highway
Goregan(E)
Mumbai 400 063

副保管銀行 : Deutsche Bank (Mauritius) Limited
4th Floor, Barkly Wharf East
Le Caudan Waterfront
Port Louis
Mauritius

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社 インフラストラクチャー・クラス
取締役報告書

当社の取締役は2012年3月31日に終了した会計年度における新生・UTI インドファンド(モーリシャス) 株式会社(以下「当ファンド」といいます。)の監査済財務諸表とともに、ここに取締役の報告書を提出いたします。

主要な事業活動

当ファンドの主要事業活動は投資保有事業です。当ファンドは当期にその活動を行いました。

当ファンドは、マクロ経済および業界状況の分析を基礎とするトップダウン・アプローチおよびPER(株価収益倍率)見積もりのような定量分析および成長可能性評価のような定性分析といったボトムアップ・アプローチの併用により構成されています。

インフラストラクチャー・クラス株式に係わる当ファンドの投資目的は、主としてムンバイ証券取引所およびナショナル証券取引所に上場する成長志向のインド株式への投資を通じて純資産の中長期的な成長を実現することです。当ファンドは、インド企業のADRまたはGDRへ投資するオプションを有しています。

収益および配当

当期の収益は包括利益計算書と関連注記に記載されております。

当期につきまして、取締役といたしましては、配当の支払いを提案しておりません。

財務報告書に関する取締役の責任

当ファンドの取締役は、国際財務報告基準と2001年会社法(Companies Act 2001)に準拠して、財務諸表の作成並びに適正に表示する責任を負っております。かかる財務諸表は、当ファンドの2012年3月31日における貸借対照表、2012年3月31日に終了した会計年度の包括利益計算書、株主資本変動報告書、キャッシュフロー報告書および財務諸表への注記により構成され、重要な会計方針の変更とその他の注記を含みません。

取締役は、注記2に記載の会計方針に則り財務情報を作成し適正に提示すること、ならびに故意か誤謬かを問わず重大な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために彼らが必要と決定した内部統制、適切な会計方針の選択と適用、置かれた状況下での適切な会計見積もりの策定などに責任を負っています。

監査人

監査人であるErnst & Young は、引き続きその任にあたることに同意しており、年次株主総会で当然に再任されるものと承知しております。

取締役会の命を受けて

取締役

日付： 2012年10月26日

ERNST & YOUNG

新生・UTI インドファンド（モーリシャス）株式会社 インフラストラクチャー・クラス
株主の皆様への独立監査法人の報告書**財務諸表に関する報告**

我々は、それ自身“新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社インフラストラクチャー・クラス”の構成要素であるインフラストラクチャー・クラス株式に係わる以下の財務情報を監査しました。それらの財務情報は、2012年3月31日現在の財政状態計算書、包括利益計算書、インフラストラクチャー・クラス（以下「当該クラス」という）株式の所有者に帰属する純資産変動計算書、当該期日に終了する年度のキャッシュフロー計算書および主たる会計方針とその他の説明情報からなっています。これらの財務情報は、注記2に記載された会計方針に則り“新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社インフラストラクチャー・クラス”の経営者によって作成されたものです。

財務諸表に関する取締役の責任

経営者は、注記2に記載する会計方針に則り財務情報を作成すること、ならびに故意か誤謬かを問わず重大な虚偽表示がない財務情報の作成を可能にするために彼らが必要と決定した内部統制に責任を負っています。

監査法人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人監査に基づいて、財務諸表に関する意見を表明することにある。当監査法人は国際会計基準に従って監査を実施した。この基準は、当監査法人に対して倫理基準を遵守し、財務諸表に重大な誤りが無いか否かに関する合理的な保証を得るため、監査を計画し実施することを義務付けている。

監査には、財務諸表における金額並びに開示に関する監査上の証拠を得る手続を実施することが含まれる。詐欺的行為又は錯誤による場合を問わず、財務諸表上の重大な誤りのリスク評価を含めて、選択された監査手続は当監査人の判断によるものである。これらのリスク評価を行うに当たって、当該状況下において適切な監査手続を計画するために、当監査法人は、当ファンドの財務諸表の作成並びに公正な表示に関する内部管理の状況を考慮するが、これは当会社の内部管理の有効性に関する意見を表明することを目的とするものではない。

また、監査においては、使用された会計基準の適切性並びに経営者による会計上の見積りの合理性に関する評価並びに財務諸表の全般的表示に関する評価も含まれる。

当監査法人は、当監査法人が入手した監査上の証拠は、当監査法人による監査意見を提出する目的上十分且つ適切なものであると考えている。

意見

我々の意見では、2012年3月31日に終了する年度の“新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社インフラストラクチャー・クラス”株式に係わる財務情報は、すべての重要な点において、注記2に記載された会計方針に則り作成されています。

会計の基礎および配布と使用の制限

我々の意見を修正するものではありませんが、会計の基礎を記述した財務情報への注記2にご注意ください。本件財務情報は、「当該クラス」の株主へ報告する際に当ファンドに役立つように作成されたものです。その結果、本財務情報は他の目的には適していないかも知れません。我々の報告書は、「当該クラス」の株主のみへ向けられており、「当該クラス」の株主以外の方々へ配布したり、彼らが使用してはなりません。

Mauritius

日付：2012年10月26日

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社 インフラストラクチャー・クラス

貸借対照表

(2012年3月31日現在)

	注記	2012年	2011年
		日本円	日本円
資産			
現金および現金同等物	7	38,388,938	57,342,689
売掛金およびその他未収金ならびにその他資産	6	118,837	303,019
売買目的投資	5	1,053,482,219	1,589,311,182
総資産計		1,091,989,994	1,646,956,890
株主資本および負債			
流動負債			
支払および他の債務	8	10,563,520	23,197,922
未払い法人税	10	103,382	--
総負債(インフラストラクチャー・クラスの保有者に帰属する純資産を除く)		10,666,902	23,197,922
インフラストラクチャー・クラスの保有者に帰属する純資産		1,081,323,092	1,623,758,968
総資本および負債		1,091,989,994	1,646,956,890

これら財務諸表は2012年10月26日の取締役会で承認された。

取締役の名前

署名

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社 インフラストラクチャー・クラス
 包括利益計算書
 (2012年3月31日に終了した会計年度)

	注記	2012年 日本円	2011年 日本円
収入			
配当収入		17,573,424	17,022,516
費用			
管理事務代行および評価手数料		812,235	1,278,134
運用報酬		8,638,917	13,290,259
保管報酬		375,477	609,719
監査報酬		650,112	711,309
登記手数料		11,066	16,262
ライセンス・フィー		201,644	243,040
保険料		168,276	423,582
その他費用		52,924	550,262
銀行費用		86,511	150,574
外国為替取引純損失		5,737,247	532,229
売買目的投資評価損失		225,678,832	--
売買目的投資売却損失		113,200,919	242,040,727
		355,614,160	259,846,097
税引前損失		(338,040,736)	(242,823,581)
法人税	10	(103,382)	--
当期損失		(338,144,118)	(242,823,581)
その他包括利益			
売買目的投資再評価における公正価額利益/ (損失)		(42,291,758)	(75,482,830)
営業上の償還可能優先株の保有者に帰属する純 資産の純減		(380,435,876)	(318,306,411)

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社 インフラストラクチャー・クラス
 インフラストラクチャー・クラス株式の保有者に帰属する純資産変動報告書

(2012年3月31日に終了した会計年度)

	株主に帰属する純資産 日本円	株式数 日本円
2010年4月1日現在	2,239,065,379	3,220,311
償還可能株式の解約金	(297,000,000)	(453,639)
株式取引から株主に帰属する純資産の減少	(297,000,000)	(453,639)
インフラストラクチャー・クラス株式の保有者に帰属する純資産の減少		
構成:		
当期損失	(242,823,581)	
その他の売買目的投資包括利益	(75,482,830)	
2011年3月31日	1,623,758,968	2,766,672
2011年4月1日	1,623,758,968	2,766,672
償還可能株式の解約金	(162,000,000)	(317,089)
株式取引から株主に帰属する純資産の減少	(162,000,000)	(317,089)
インフラストラクチャー・クラス株式の保有者に帰属する純資産の減少		
構成:		
当期損失	(338,144,118)	
その他の売買目的投資包括利益	(42,291,758)	
2012年3月31日	1,081,323,092	2,449,583

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社 インフラストラクチャー・クラス

キャッシュフロー報告書

(2012年3月31日に終了した会計年度)

	2012年 日本円	2011年 日本円
営業活動		
当期損失	(338,144,118)	(242,823,581)
営業活動からの純キャッシュに対し株主に帰属する純資産の調整		
投資物件の処分実現損失	113,200,919	242,040,727
売買目的投資純損失	225,678,832	--
営業資産および営業負債における純変動	735,633	(782,854)
受取および他の債権の増加/(減少)	184,184	(219,952)
未払および他の債務の減少/(増加)	(12,531,020)	19,768,073
投資物件の取得代金	(220,314,309)	(382,466,643)
投資物件の処分代金	374,971,761	617,900,404
営業活動からの純キャッシュ流入	143,046,249	254,199,028
財務活動		
償還可能株式の解約金支払	(162,000,000)	(297,000,000)
財務活動の純キャッシュ流入	(162,000,000)	(297,000,000)
銀行預金の純増減	(18,953,751)	(42,800,972)
期首銀行預金	57,342,689	100,143,661
期末銀行預金	38,388,938	57,342,689

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社 インフラストラクチャー・クラス**財務諸表注記事項****(2012年3月31日に終了した会計年度)****1. 一般情報**

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社(以下「当ファンド」といいます。)は2006年11月17日にモーリシャス共和国で一般の限定ファンドとして設立されました。当ファンドの主要活動は投資の保有であります。当ファンドは実質的に全ての資産をインド株式へ投資します。2012年3月31日に終了した会計年度において、当ファンドは事業活動しておりました。

当ファンドは、マクロ経済および業界状況の分析を基礎とするトップダウン・アプローチおよびPER（株価収益倍率）見積もりのような定量分析および成長可能性評価のような定性分析といったボトムアップ・アプローチの併用によって構成されています。

当ファンドは、2001年会社法と2007年金融サービス法に基づくカテゴリー1グローバル・ビジネス・ライセンス保有者です。当ファンドは国際的環境で営業を行い、実質的な取引の多くを外国通貨で行うため、当監査報告書は、日本円で表記されています。

当ファンドは異なる種類株を発行する権限を有しています。現在のところ当ファンドにはクラスA株式とインフラストラクチャー・クラス株式の2種類があります。

インフラストラクチャー・クラス株式に係わる当ファンドの投資目的は、主としてムンバイ証券取引所およびナショナル証券取引所に上場する成長志向のインド株式への投資を通じて純資産の中長期的な成長を実現することです。当ファンドは、インド企業のADRまたはGDRへ投資するオプションを有しています。

監査済みの本財務情報は、新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社のインフラストラクチャー・クラス株式に係わるものです。

2. 作成の基礎

財務諸表は、公正価値で記述された売却可能投資を除き歴史的原価コンベンションにより作成されています。

下記の準拠に関する注記に記載のごとく、開示目的では国際財務報告基準の要求が私募債目論見書の財務報告条項により修正を受けています。本財務情報の目的に合致するよう、異なる種類株式間への配分に以下の基準が使用されています。

当初の投資はクラスごとに投資マネジャー/投資委員会によって決定されます。これらの情報は、NAVレポートに報告され、そこから必要な情報を得ることができます。

事務管理費および評価費用は、各クラスの投資の時価に基づいて各クラスへ割り当てられます。

管理費および保管費は、各クラスの管理資産（AUM）の額に基づいて各クラスへ割り当てられます。

その他の費用は、両クラスに半々に割り当てられるか、各クラス毎の発生額により割り当てられます。

IFRS（国際財務報告基準）に準拠した財務情報の作成は、ある種の重要な会計上の見積もりを使用する必要があります。同様に、IFRSは当ファンドの会計方針を適用する際に取締役会の判断を要求します。高度な判断ないしは複雑性を含む領域、または前提や見積もりが財務情報にとって重要である領域は注記2.2に開示されています。

準拠声明

本財務諸表は、認識と測定に関しては国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されています。開示目的では、IFRSの要求は私募債目論見書（「PPM」）の財務報告条項により修正を受けています。

本財務諸表は、時価で記述され円貨で表示されている売却可能投資を除き、歴史的な原価公準によって作成

されています。

2.1 会計方針の変更と開示

新規並びに改訂基準と解釈

2011年1月1日から有効な下記の新規並びに改訂国際財務報告基準（以下「IFRS」）と国際財務報告解釈指針委員会（以下「IFRIC」）の解釈を除き、採用されている会計方針は、前事業年度に適用されていた会計方針と整合性を有するものです。

- ・ 2011年1月1日から適用が開始された国際会計基準（以下「IAS」）第24号「関連当事者の開示」（改訂）
- ・ 2010年2月1日から適用が開始されたIAS第32号「金融商品：表示」（改訂）
- ・ 2011年1月1日から適用が開始されたIFRIC第14号「最低積立要件の前払い」（改訂）
- ・ 2010年7月1日から適用が開始されたIFRIC第19号「資本性金融商品による金融負債の消滅」
- ・ 2010年7月1日又は2011年1月1日のいずれかから適用が開始されたIFRSの改善（2010年5月）

当該基準又は採用の適用に関しては、以下に記載されている通りです。

IAS第24号「関連当事者の開示」（改訂）

国際会計基準審議会（以下「IASB」）は、関連当事者の定義を明確化するIAS第24号の改訂を公表しました。当該新定義は、関連当事者間の関係について均整のとれた考え方を重視し、個人及び主要な経営幹部が企業の関連当事者間の関係に及ぼす状況について明確化しています。更に、当該改訂は、報告企業と同一の政府並びに政府の支配下もしくは共同支配下にある、又は報告企業と同一の政府による重大な影響を受けている企業との取引の一般的な関連当事者の開示要件からの除外を導入しています。当該改訂の採用は、当ファンドの財政状態又は経営成績に対していかなる影響も与えていません。

IAS第32号「金融商品：表示」（改訂）

IASBは、IAS第32号において、企業が新株予約権並びに一定のオプション又はワラントを持分金融商品として分類することを可能にするために金融負債の定義を変更する改訂を公表しました。当該改訂は、企業のデリバティブ持分金融商品以外の持分金融商品の同種の既存の所有者全員に対して、一定数の自社の持分金融商品を、任意の通貨による一定の価格で取得する権利が按分比例により与えられる場合に適用されず、当該改訂の採用は、当ファンドの財政状態又は経営成績に対していかなる影響も与えていません。

IFRIC第14号「最低積立要件の前払い」（改訂）

当該改訂により、企業が最低積立要件の対象となり、当該要件を充足する拠出を行う場合における意図せざる結果を免れることができます。当該改訂は、年金資産として企業により将来認識される将来の積立金拠出費用を前払いすることを可能としています。当ファンドには従業員給付制度がないため、当該変更は当ファンドの財政状態又は経営成績に対していかなる影響も与えていません。

IFRIC第19号「資本性金融商品による金融負債の消滅」

2009年11月、IASBはIFRIC第19号「資本性金融商品による金融負債の消滅」を公表しました。当該解釈により、金融負債を消滅させるために債権者に対して発行される資本性金融商品は支払対価として認識されることが明確化されました。発行された資本性金融商品はその公正価値によって評価されます。当該資本性金融商品の信頼性ある公正価値が評価できない場合には、当該資本性金融商品は消滅した負債の公正価値によって評価されます。一切の利益又は損失は、直ちに、損益勘定において認識されます。当該解釈の採用は当ファンドの財務諸表に対していかなる影響も与えていません。

IFRSの改善

2010年5月、IASBは、主として整合性の欠如の除去と用語の明確化の観点から、IASBの基準に対する第3回目のまとまった改訂を公表しました。

下記の改訂の採用は当ファンドの財政状態又は経営成績に対していかなる影響も与えていません。

- ・ IFRS第7号「金融商品-開示」
- ・ IAS第1号「財務諸表の表示（その他包括利益の各項目別内訳の分析の表示）」
- ・ IFRS第3号「企業統合」（（2008年に改訂された）IFRS第3号の採用以前に行われた企業統合から発生した偶発対価）
- ・ IFRS第3号「企業統合」（置換えられていない株式並びに自発的に置換えられた株式をベースとした対価）
- ・ IAS第27号「連結及び個別財務諸表」
- ・ IAS第34号「中間財務諸表」
- ・ IFRIC第13号「カスタマーロイヤリティプログラム」（特典クレジットの公正価値の決定）

2.2 重要な会計方針の要約

金融商品

分類

IAS第39号の適用範囲内にある金融資産は、必要に応じて、損益計算書を通じて公正価値評価される金融資産、貸付金及び債権、満期保有投資、売買目的金融資産又は有効なヘッジにおけるヘッジ金融商品として指定されたデリバティブに分類されます。当ファンドは、当初認識時に当ファンドの金融資産の分類を決定します。

売買目的金融投資

売買目的金融投資には持分証券と負債証券が含まれます。売却可能として分類される持分投資とは、売買目的保有としても認識されず、損益を通じて公正価値評価される金融投資としても認識されない投資をいいます。当該区分に分類される負債証券とは、不定の期間保有することが意図され、流動性の必要性に応じて又は市場環境の変化に対応して売却される可能性がある負債証券をいいます。

営業債権及びその他債権

その他債権とは、活発な取引が行われている市場において値付けされていない確定払い金額又は確定可能な支払金額を有するデリバティブ以外の金融資産をいいます。当ファンドは、銀行預金、営業債権及びその他債権に関連する金額をこの区分に含めています。

現金及び現金同等物

現金には銀行に預けた現金を含みます。現金同等物とは、確定した金額の現金に確実に換金され且つ価値の変動が極めて小さい、短期で極めて流動性が高い投資をいいます。報告日現在、当ファンドは現金同等物を保有していません。

その他の金融負債

この区分には、売買目的により保有されている金融負債以外の全ての金融負債が含まれます。当ファンドはこの区分に営業未払金、未払費用並びに償還可能参加株式を含めています。

償還可能参加株式に関する当ファンドの会計処理方針については追加的な記載が行われています。

認識

当ファンドは、当ファンドが当該金融商品の契約条項の当事者となった時点において、且つ当該時点においてのみ、金融資産又は金融負債を認識します。

取引市場における規則又は申合せにより一般的に定められている期間内に資産の交付を要する金融資産の売買（通常の方法による売買）は、取引日、即ち当ファンドが当該資産の売買を約束した日に認識されます。

当初測定

IAS第39号の適用範囲内の金融資産は、必要に応じて、純損益を通じて公正価値評価される金融資産、貸付

金及び債権、満期保有投資、売買目的金融資産又は有効なヘッジにおけるヘッジ金融商品として指定されたデリバティブに分類されます。当ファンドは、当初認識時に金融資産の分類を決定します。

金融資産は、公正価値により当初認識されます。但し、純損益を通じて公正価値評価が行われない投資の場合には、直接に帰属する取引コストを加算して当初認識されます。

営業債権及びその他債権並びに金融負債（売買目的により保有されている金融負債を除く）は、当該債権並びに負債の公正価値に当該債権並びに負債の取得又は発行に直接帰属する一切の増分費用を加算して当初測定されます。

後続測定

金融資産の後続測定は分類に応じて、以下のように行われます。

当初測定の後、売買目的金融投資は、公正価値により後続測定され、当該投資の認識が中止されるまで、その未実現利益又は未実現損失は売買目的投資再評価剰余金勘定においてその他包括利益として認識され、当該投資の認識が中止された時点において、累積された利益又は損失はその他営業利益において認識され、又は減損が決定され、当該時点において金融費用における損益に再分類され、売買目的投資再評価剰余金から除去されます。

当ファンドは、売買目的金融資産を、近い将来に売却する能力並びに意図が適切であるか否かの点から評価しました。市場が不活発なことを理由に当該金融資産を売却できない場合並びに予見される将来において売却を行う経営者の意図が大幅に変更される場合には、当ファンドは、稀ではありますが、当該金融資産の再分類を選択する可能性があります。当該金融資産が貸付金及び債権の定義に合致し、当ファンドが当該資産を予見できる将来又は最終期限まで保有する意図と能力を有している場合には、貸付金及び債権への再分類が認められます。満期保有という区分への再分類は、企業が当該金融資産を満期まで保有する意図と能力を有する場合においてのみ認められます。

売却可能の区分から再分類された資産に関しては、実効金利（EIR）を用いて、当該投資商品の残余期間にわたって利益又は損失に対して償却されてきています。新たな償却原価と予想キャッシュフローのいずれかの差額についても、EIRを用いて、当該資産の残余期間にわたって償却が行われます。当該資産が事後的に減損されていると決定された場合には、株主勘定に計上されている金額は利益又は損失に再分類されます。

営業債権は、見積り回収不能金額に関する適切な引当金を控除した償却原価の合理的な近似値であるその額面価値で表示されます。当該金額が回収不能となることに関する客観的な証拠がある場合には、引当金が計上されます。回収不能金額は、具体的に特定された場合には償却されます。

純損益を通じて公正価値により評価される金融負債を除く金融負債は、実効金利法を用いて、償却原価により測定されます。利益並びに損失は、当該負債の認識が中止された場合には純損益を通じて認識されるとともに、償却プロセスを通じても認識されます。

実効金利法とは、金融資産又は金融負債の償却原価を計算し並びに該当する事業年度にわたって金利収入又は金利費用を配分する方法をいいます。実効金利とは、当該金融商品の予想期間又は必要な場合には当該予想期間より短い期間における予想される将来の現金支払額又は受領額を、当該金融資産又は金融負債のネットベースの簿価で正確に割引いた比率をいいます。実効金利の計算を行う場合、当ファンドは、当該金融商品の全ての契約条件を考慮してキャッシュフローの見積りを行います。将来の与信損失は考慮しません。当該計算には、実効金利の不可欠な要素である契約当事者間で授受された全ての手数料、取引コスト並びにその他全ての額面超過金額又は額面からの割引金額が含まれます。

認識の中止

金融資産（又は、該当する場合には、金融資産の一部又は同様な金融資産グループの一部）は、以下の場合に認識が中止されます。

当該資産からキャッシュフローを受領する権利が消滅した場合、当ファンドが当該資産からキャッシュフローを受領する権利を移転し、又は「パススルー」の取決めに基づいて、受領したキャッシュフローの全額を重大な遅滞なく第三者に対して支払う義務を負った場合で、且つ以下のいずれかに該当する場合。

- (a) 当ファンドが当該資産の実質的に全てのリスクと報酬を移転している場合、又は
- (b) 当ファンドが当該資産の実質的に全てのリスクと報酬の移転も保有の継続も行っていないが、当該資産の支配を移転している場合。

当ファンドが資産からのキャッシュフローを受領する権利を移転していた場合又はパススルーの取決めを締結して当該資産の実質的に全てのリスクと報酬の移転も保有の継続も当該資産の支配の移転を行っていなかった場合には、当該資産は、当ファンドが当該資産に対して継続している関わり方に応じて認識されます。移転された資産並びに関連する負債は、当ファンドが保有を継続している権利義務を反映する基準に基づいて測定されます。

当ファンドは、負債に基づく義務が免除、取消又は期限満了となった場合に、金融負債の認識を中止します。

公正価値の決定

公正価値とは、関係者間取引でない取引において、知識を有し且つ意思を有する当事者間で当該価値により資産の交換が行われ、又は負債の決済が行われることとなる金額をいいます。

報告日現在において活発な取引が行われている市場において売買されている金融商品の公正価値は、一切の取引コストを控除することなく、当該金融商品の相場又はディーラーの拘束力のある気配価格（ロングポジションに関しては買い呼び値、ショートポジションに関しては売り呼び値）に基づいて決定されます。

活発な取引が行われている市場において売買されていないその他全ての金融商品に関しては、公正価値は、適切な評価手法を用いて決定されます。当該評価手法には、最近の関係者間取引でない市場取引の利用、実質的に同一の他の金融商品の現行市場価値の参照、割引キャッシュフロー分析並びに入手可能で支援材料になり得る市場データを可能な限り多く利用するオプションのプライシングモデルが含まれます。

金融資産の減損

当ファンドは、各報告日現在において、貸付金並びに債権として分類されている金融資産又は金融資産のグループが減損されていないか否かを評価します。当該金融資産の当初認識後に発生した1つ以上の事象（発生した「損失事象」）の結果、減損の客観的な証拠があり、且つ当該損失事象が、当該金融資産又は金融資産グループに関して信頼できる見積りを行うことが可能な将来のキャッシュフローの見積りに対して影響を与える場合に、且つ当該場合においてのみ、金融資産又は金融資産のグループは毀損されたものと見なされます。毀損の証拠には、債務者又は債務者のグループが重大な財政上の困難、利金又は元金の弁済の債務不履行又は支払不能、破産又はその他金融上の再構成手続きに入る可能性に当面している徴候、並びに観察可能なデータが、延滞状況の変化又は債務不履行と関係する景気の変動等将来のキャッシュフローの見積りの測定可能な減少を示している場合が含まれる可能性があります。減損損失が発生しているという客観的な証拠がある場合には、当該損失金額は、当該資産の簿価と将来のキャッシュフローの見積り金額（未だ発生していない将来の予想損失を除く）を当該資産の当初の実効金利を用いて割引いた現在価値の差額として測定されます。当該資産の簿価は引当金勘定を用いて減額され、損失金額は損益勘定において与信損失費用として認識されます。

減損された負債は関連する引当金と共に、将来の回収の現実的可能性が無くなり且つ全ての担保物件が換金され又は当ファンドに移転された場合に償却されます。その後の会計期間において、減損が認識された後にある事象が発生したことにより減損損失の見積り金額が増加又は減少した場合には、以前に認識された減損損失は引当金を調整することにより増額又は減額されます。以前に償却した金額が後に回収された場合には、当該回収金額は与信損失費用に貸方処理されます。

減損された金融資産からの金利収入は、減損損失を測定する目的上、将来のキャッシュフローを割引くために利用された利率を用いて認識されます。

金融商品の相殺

認識された金額を相殺する強制可能な法的権利があり且つネットベースで相殺する意図又は当該資産の実現と当該負債の決済を同時に行う意図がある場合に、且つ当該場合においてのみ、金融資産と金融負債は相殺され、ネットベースの金額が財務諸表において報告されます。

機能通貨及び表示通貨

当ファンドの機能通貨は日本円です。日本円は当ファンドが事業を行っている主要な経済的環境における通貨です。当ファンドの経営成績は日本円により評価され、当ファンドの流動性は日本円によって管理されています。従って、日本円が、裏付けとなっている取引、事象並びに環境の経済効果を最も忠実に表示する通貨と考えられます。当ファンドの表示通貨も日本円です。

外貨の換算

有価証券の売買並びに収益及び費用を含む当年中に行われた取引は、当該取引が行われた日に支配的に適用されている為替レートにより換算されます。

外貨建ての金融資産及び金融負債は、報告日に支配的に適用されている機能通貨の為替レートにより再換算されます。

取引日の外国通貨による歴史的原価により測定される非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートを用いて換算されます。外国通貨で公正価値評価された非貨幣性項目は、当該公正価値が決定された日の為替レートを用いて換算されます。

その他金融商品の為替差額は、「純外国為替益（損）」として、損益勘定に含まれます。

ブローカーに対する債務及び債権

ブローカーに対する債務とは、報告日現在、契約が締結されているが（通常の取引方法により）受渡が未了の購入有価証券に関する債務をいいます。

ブローカーからに対する債権は、報告日現在、契約が締結されているが未だ受渡が未了の売却有価証券に関する債権により構成されます。

償還可能参加株式

償還可能参加株式とは、株主の選択により償還が行われる参加株式をいい、金融負債に分類されます。

償還可能な株式から発生する債務は、IFRSに従って計算される純資産価値である償還金額により簿価計上されます。

当ファンドは、株式を現存する株式の純資産価値で発行します。インフラストラクチャークラスの株式の保有者は、各暦月の最後の7営業日の間に、当該株式を（償還要件に従って計算される）当ファンドの純資産価値に対する比例按分金額に等しい現金により償還することができます。

当ファンドの1株当たり純資産価値は、インフラストラクチャークラスの株式の保有者に帰属する（償還要件に従って計算される）純資産を、対象となっているインフラストラクチャークラスの株式数で除することにより計算されます。

収益認識

収益は、当ファンドに対して経済的便益が流入する可能性があり、且つ当該収益が信頼性を持って測定されることができる程度に応じて認識されます。収益は、受領された対価の公正価値によって測定されます。収益の認識に先立って、認識に関する以下の具体的な基準も充足されていなければなりません。

金利収入

金利収入は、全ての利付金融商品に関して実効金利法を用いて包括利益計算書において認識されます。

配当収入

配当収入は、支払を受領する株主の権利が確立した時に認識されます。

税金

当年度の所得税

当該事業年度の当年度の所得税に関する資産及び負債は、税務当局から還付されると予想される金額又は税務当局に対して納付することが予想される金額により測定されます。当該金額の計算のために使用される税率と税法は、当ファンドが事業運営を行い、課税所得を発生させている国において報告日現在制定されており又は実質的に制定されている税率及び税法です。

持分勘定において直接認識される項目に関連する当年度の所得税は、損益勘定ではなく、株主勘定において直接認識されます。経営者は、適用される税務法規の取扱いが解釈に従う場合に関して、税務申告において採用した見解を定期的に評価して、必要な場合には引当金を計上します。

繰延税金

繰延所得税は、資産及び負債の課税上の基礎とされる金額と報告日現在における財務報告上の簿価との一時差異の全額に対して、負債法を用いて設定されます。

繰延税金負債は、当該繰延税金負債がのれんの償却により発生したものでない場合、又は企業結合ではない取引で且つ当該取引時点において会計上の利益にも税務上の損益にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識により発生したものでない場合には、課税対象の一時差異の全額に関して認識されます。

繰延税金負債は、一時差異の解消の時期が管理可能であり且つ当該一時差異が予見できる将来において解消されないと考えることができる場合を除いて、子会社に対する投資に関連する課税対象の一時差異の全額に関して認識されます。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、既に制定されている税率及び税法に基づいてもしくはその後報告日現在において制定されている税率及び税法に基づいて、資産が換金され又は負債が決済される事業年度に適用されることが予想される税率により測定されます。

関連当事者

関連当事者とは、個人又は当ファンドが他方当事者を直接又は間接的に支配し又は財政上並びに事業運営上の意思決定を行う際に、他方当事者に対して重大な影響力を行使する力を有する場合における、個人及び会社をいいます。

引当金

引当金は、当ファンドが過去に発生した事象の結果、法的な又は解釈上の義務を負っている場合で、当該義務の決済のために資源の流出が必要となる可能性があり、且つ当該金額の確実な見積りが可能な場合に認識されます。

3. 未だ効力を有していない会計基準

当ファンドの財務諸表の公表日までに未だ適用が開始されていない公表済みの基準が以下に列挙されています。当ファンドは、該当する基準の適用が開始された場合には、当該基準を採用する予定です。

IAS第1号「財務諸表の表示 その他包括利益の項目の表示」

IAS第1号の改定により、その他包括利益（OCI）として表示される項目のグループ分けが変更されます。将来の一定の時点（例えば認識が中止された時又は決済が行われた時）において純損益に組替調整が行われる（又は「リサイクル」される）項目は、組換調整されない項目と分別して表示されることとなります。本改訂は表示のみに影響を与えるものであり、当ファンドの財政状態又は経営成績に対していかなる影響も与えません。本改訂は、2012年7月1日以降に始まる事業年度に適用が開始されます。

IAS第19号「従業員給付」（改訂）

IASBは、IAS第19号に対し数多くの改訂を公表しました。この改訂内容は、回廊メカニズム及び制度資産の期待運用益の廃止といった根本的な変更から、単純な明確化や文言の修正に至るまで多岐に亘っています。本改訂は、2013年1月1日以降に始まる事業年度に適用が開始されます。当ファンドには、当該改訂により影響を受けることとなっていた従業員給付制度はありません。

IAS第27号 「個別財務諸表」（2011年改訂）

新IERS第10号及びIFRS第12号の適用開始の結果、IAS第27号に残っているものは、個別財務諸表における子会社、共同支配されている企業並びに関連会社の会計処理に限定されます。当ファンドには子会社が無いため、本改訂は当ファンドの財政状態又は経営成績に対していかなる影響も与えません。本改訂は、2013年1月1日に始まる事業年度に適用が開始されます。

IAS第28号 「関連会社及びジョイントベンチャーに対する投資」（2011年改訂）

新IFRS第11号及びIFRS第12号の適用開始に伴い、IAS第28号は、IAS第28号「関連会社及びジョイントベンチャーに対する投資」と名称変更され、関連会社に加えてジョイントベンチャーに対する投資に持分法を適用することを記述しています。当ファンドには関連会社又はジョイントベンチャーに対する投資はなく、本改訂は当ファンドの財政状態又は経営成績に対していかなる影響も与えません。本改訂は、2013年1月1日以降に始まる事業年度に適用が開始されます。

IFRS第7号 「金融商品：開示 - 認識の中止の開示要件の強化」

本改訂は、財務諸表の利用者が認識の中止が行われている資産と当該資産に関連する負債との関係を理解することを可能とするために、移転が行われていながら認識の中止が行われていない金融資産に関する開示を求めています。更に、本改訂は、財務諸表の利用者が当該認識の中止が行われた資産に対する企業の継続的関与の性質並びに関連するリスクの評価を行うことを可能にするために、認識が中止された資産に対する企業の継続的関与に関する開示を求めています。本改訂は、2011年7月1日以降に始まる事業年度に適用が開始されます。本改訂は開示にのみ影響を与えるものであり、当ファンドの財政状態又は経営成績に対してはいかなる影響も与えません。

IERS第9号 「金融商品：分類と測定」

公表されたIFRS第9号は、IAS第39号の差替えに関するIASBの作業のフェーズ1であり、IAS第39号において定義されている金融資産と金融負債の分類及び測定に対して適用されます。本基準は、2013年1月1日以降に始まる事業年度に適用されます。後続のフェーズにおいて、IASBは、金融商品のヘッジ会計及び減損を取り上げることが予定しています。本プロジェクトの完成は2011年中又は2012年の上半期と予定されています。IFRS第9号の採用は当ファンドの金融資産の分類と測定に対して影響を与えることとなりますが、金融負債の分類と測定に対して影響を与える可能性はないと思われれます。当ファンドは、その他のフェーズが公表された時点で、包括的な全体像を示すために、当該その他のフェーズに関連する影響を数値化することを予定しています。

IFRS第10号 「連結財務諸表」

IFRS第10号は、連結財務諸表の会計処理を取扱っているIAS第27号「連結並びに個別財務諸表」の一部を差替えるものです。IFRS第10号は、解釈指針委員会（SIC）が定めたSIC-12「連結 特別目的会社」の差替えも行います。IFRS第10号は、「特別目的会社」を含む全ての企業に適用される単一の支配モデルを確立しています。IFRS第10号により導入された変更は、どの企業が支配下にあり、そのため親会社によって連結されることを求められるかに関する決定について、IAS第27号において定められていた要件と比較して重要な判断を、経営者に対して求めることとなります。本基準は、2013年1月1日以降に始まる事業年度に適用が開始されます。本改訂は当ファンドの財政状態又は経営成績に対していかなる影響も与えません。

IFRS第11号 「ジョイントアレンジメント」

IFRS第11号は、IAS第31号「ジョイントベンチャーの持分」並びにSIC-13「共同支配企業 非貨幣資産の拠出」を差替えるものです。IFRS第11号は、比例連結を用いて共同支配企業（JCE）の会計処理を行う選択肢を廃止します。代わって、ジョイントベンチャーの定義に合致するJCEは持分法を用いて会計処理されなければならないこととなります。本新基準の適用は当ファンドの財政状態に対していかなる影響も与えません。本基準は、2013年1月1日に始まる事業年度に適用が開始されます。

IFRS第12号 「他企業への関与の開示」

IFRS第12号は、連結財務諸表に関連して以前IAS第27号において定められていた開示の全て並びに以前IAS第31号及びIAS第28号に含まれていた開示の全てを含むものです。当該開示は、子会社、ジョイントアレンジメント、関連会社及び組成された事業体に対する企業の持分に関連するものです。多くの新しい開示も求められています。本基準は、2013年1月1日に始まる事業年度に適用が開始されます。

IFRS第13号 「公正価値測定」

IFRS第13号は、全ての公正価値測定に関するIFRSに基づく単一のガイダンスを確立するものです。IFRS第13号は、企業が公正価値を使用することを求められる時期を変更するものではなく、むしろ公正価値が求められた場合又は認められた場合に公正価値をどのように評価するかに関するガイダンスを提供するものです。当ファンドは、現在、本基準が財政状態並びに経営成績に対して与える影響を評価中です。本基準は、2013年1月1日に始まる事業年度に適用が開始されます。

4. 重要な会計上の判断と見積りの不確実性の主な原因

当ファンドの会計基準を適用する際の重要な会計上の判断

当ファンド財務諸表の作成に際しては、財務諸表に計上される金額に影響を与える判断、見積りおよび試算を要するが、試算および見積り等においてはその不確実性のため、今後、資産総額または負債総額に対し重要な変更が必要となる可能性があります。

判断

機能通貨の決定

取引の経理処理とその取引から発生した為替差損益は、選択された機能通貨に依存するため、当ファンドの機能通貨の選択は極めて重要です。注記2.2に記載されている通り、当ファンドの取締役は、注記2記載の要素を考慮し、当ファンドの機能通貨を日本円と決定しました。

継続企業

当ファンドの経営陣は、継続企業として存続する当ファンドの能力を評価し、当ファンドが予測可能な将来において事業継続の資源を有していることに満足しました。加えて、経営陣は、当ファンドが継続企業として存続する能力に多大な疑義を与える重大な不確実性を存知しません。従って、財務諸表は引き続き継続企業ベースで作成されます。

見積りと前提

報告日現在における将来並びにその他の重要な見積りの不確実性の原因に関する重要な前提で、翌事業年度内において資産並びに負債の簿価に対する重大な調整の原因となる重大なリスクを持つものは、下記において説明されています。当ファンドは、当ファンドの前提及び見積りに関しては、財務諸表が作成された時点に入手可能であったパラメータに基礎を置いています。但し、現在の状況並びに将来の動向に関する前提は、市場の変化又は当ファンドの管理の範囲を超えて発生する状況により変化する可能性があります。斯様な変化は、発生した時点で、前提に反映されます。

税金

複雑な税務法規の解釈並びに繰延税金の認識に関して、不確実性が存在します。繰延税金資産は、全ての未使用の税務上の損失に関して、当該損失を利用することができる課税利益が得られる可能性がある範囲で認識されます。認識可能な繰延税金資産の金額の決定にあたっては、将来の課税利益が発生する時期及びその水準並びに将来の税務計画立案戦略に基づいた経営者の重大な判断が求められます。

5. 売買目的投資

			2012年 日本円	2011年 日本円
(i) 上場株式			1,053,482,219	1,589,311,182
(ii) インフラストラクチャー・クラス株式が保有する投資銘柄明細			2012年3月31日 現在の市場価格	純資産総額に対する 市場価格(%)
銘柄	通貨	株数	日本円	2012年3月31日
自動車および自動車部品				
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	日本円	194,000	21,656,031	2.00
消費財				
BLUE STAR LTD	日本円	37,369	11,283,128	1.04
情報通信技術				
BHARTI AIRTEL LTD	日本円	201,013	108,427,243	10.03
IDEA CELLULAR LTD	日本円	267,500	42,355,238	3.92
TULIP TELECOM LTD	日本円	81,162	11,953,942	1.11
電子、電機およびエンジニアリング				
ABB LTD	日本円	5,770	7,777,901	0.72
CROMPTON GREAVES	日本円	95,325	21,094,264	1.95
SCHNEIDER ELECTRIC	日本円	59,280	6,333,455	0.59
INFRASTRUCTURE LTD				
VOLTAS LTD	日本円	96,803	17,374,301	1.61
金属および工業製品				
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	日本円	159,000	65,441,374	6.05
GRINDWELL NORTON LTD	日本円	99,103	44,090,755	4.08
JINDAL STEEL & POWER LTD	日本円	28,200	24,617,972	2.28
JYOTI STRUCTURES LTD	日本円	210,334	13,105,867	1.21
LARSEN & TOUBRO LTD	日本円	43,492	91,041,999	8.42
MAHARASHTRA SEAMLESS LTD	日本円	35,500	22,347,429	2.07
SHREE CEMENT LTD	日本円	11,425	58,498,452	5.41
ULTRATECH CEMENT LTD	日本円	12,500	30,172,794	2.79

銘柄 上場株式	通貨	株数	2012年3月31日	純資産総額に対する
			現在の市場価格 日本円	市場価格(%) 2012年3月31日
電力およびガス				
ALSTOM PROJECTS INDIA LTD	日本円	14,000	7,974,371	0.74
ALSTOM T&D INDIA LTD	日本円	58,280	17,851,418	1.65
COAL INDIA LTD	日本円	63,500	34,898,046	3.23
CUMMINS INDIA LTD	日本円	46,940	37,357,263	3.45
INDRAPRASTHA GAS LTD	日本円	40,000	24,267,179	2.24
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	日本円	70,841	30,331,250	2.81
RELIANCE INDUSTRIES LTD	日本円	14,050	16,839,520	1.56
SUZLON ENERGY LIMITED	日本円	249,057	10,093,132	0.93
銀行および金融				
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	日本円	63,395	68,401,205	6.33
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	日本円	23,201	22,242,189	2.06
その他				
DLF LIMITED	日本円	55,500	17,913,263	1.66
HINDUSTAN ZINC LTD	日本円	128,020	27,119,406	2.51
INFRASTRUCTURE DEV FINANCE	日本円	109,500	23,696,060	2.19
IRB INFRASTRUCTURE	日本円	23,635	7,051,127	0.65
IVRCL INFRASTRUCTURES & PROJ	日本円	66,000	7,003,844	0.65
NCC LTD	日本円	65,249	5,873,769	0.54
NTPC LTD	日本円	148,000	38,570,559	3.57
POWER FINANCE CORP	日本円	64,000	18,862,726	1.74
SIEMENS INDIA LTD	日本円	13,996	16,986,656	1.57
THERMAX LTD	日本円	30,354	22,577,094	2.09
		2,811,694	1,053,482,219	97
投資額総計			1,053,482,219	97
負債を除く他の資産			27,840,873	3
純資産			1,081,323,092	100

（ ）公正価値ヒエラルキー

当ファンドは、金融商品の公正価値の決定および開示に評価技法として以下のヒエラルキーを使用しています。

レベル1：活発な市場における同一資産または負債の（調整されない）相場価格

レベル2：直接または間接に観察可能であり、記録された公正価値に重大な影響を与えるすべてのインプットに関する他の技法

レベル3：観察可能な市場データに基づかず、記録された公正価値に重大な影響を与えるインプットを使用する技法

2012年3月31日現在、当ファンドは公正価値で測定された以下の金融商品を有していました。

公正価値で測定された資産

	2012年3月31日 JPY	Level 1 JPY	Level 2 JPY	Level 3 JPY
売買目的投資	1,053,482,219	1,053,482,219	--	--
	2011年3月31日 JPY	Level 1 JPY	Level 2 JPY	Level 3 JPY
売買目的投資	1,589,311,182	1,589,311,182	--	--

2011年および2012年3月31日に終了した会計年度中、公正価値測定レベル1およびレベル2間中での移動はなく、公正価値測定レベル3への移動およびレベル3からの移動はありませんでした。

6. 売掛金および前払費用

	2012年 日本円	2011年 日本円
前払費用	57,761	193,809
未収配当金	61,076	109,210
合計	118,837	303,019

7. 現金および現金同等物

	2012年 日本円	2011年 日本円
Deutsche Bank Mauritius	10,655,863	30,901,254
Deutsche Bank Mumbai	27,733,075	26,441,435
合計	38,388,938	57,342,689

8. 買掛金および未払費用

	2012年 日本円	2011年 日本円
未払費用	2,744,098	2,371,375
未払解約金	7,000,000	20,000,000
未払組成費用	819,422	826,547
合計	10,563,520	23,197,922

9. 参加型優先株式(インフラストラクチャー・クラス)

償還可能優先株数

	2012年 株式合計	2011年 株式合計
4月1日現在残高	2,766,672	3,220,311
当期償還額	(317,089)	(453,638)
3月31日現在残高	2,449,583	2,766,672

参加型優先株式の権利

償還可能優先株式に付随する権利および制限は以下の通りです。

- (a) 償還可能優先株式は、企業清算時の保有者に、以下の第34条に規定している権利を付与します。さもなくば、参加型優先株式の権利は、定款の当該部分の規定に従います。
- (b) 償還可能優先株式の保有者は、株主総会への出席通知を受け、出席する権利を有します。本権利は、法が別途明確に規定する事柄、あるいは償還可能優先株式の75%以上を有する当該株式の保有者が集団として投票することが、償還可能優先株式の権利、優先、または特権に重大かつ不利な影響を及ぼす改訂を決定するのに必要な場合を除き、種類株主総会以外の総会における投票権を付与しません。
- (c) 償還可能優先株式は、9条の規定に従い移転することができます。
- (d) 償還可能優先株式は、14条の規定に従い償還することができます。

10. 課税

当ファンドはインドに投資を行っており、取締役は、モーリシャスとインドの間で締結されている二重課税防止に関する租税条約に基づく利益を得ることを想定しています。当ファンドは、モーリシャスの当局から納税者居住証明を入手しており、当該居住証明は、租税条約の目的上、当ファンドの居住者としての地位を決定する力を持っていると考えています。納税者居住証明は、居住要件が充足されていることを条件として、毎年更新することができます。租税条約に基づくモーリシャスの納税居住者でありながらインドに支店又は恒久的施設を持っていない当社は、有価証券の売却に対するインドにおけるキャピタルゲイン課税の対象となりませんが、インドの有価証券から稼得された金利に対する源泉徴収税の課税対象となります。

カテゴリ1国際事業免許保有のファンドであるため、課税所得に対して、モーリシャスの法人税15%が課税されます。ただし、外国で課された実際の税金あるいは海外を源泉とする利益に対するモーリシャスの税金80%のいずれが多い方の金額に相当する税額控除を受ける権利があります。

2012年3月31日時点でファンドは103,382円(2011年：3,158,492円)の税務上の繰越損失があるため、将来の課税利益に対して相殺することができます。モーリシャスにおけるファンドのキャピタルゲインは、非課税となります。

() 法人税債務

	2012年 日本円	2011年 日本円
2011年4月1日時点	--	--
当期債務	103,382	--
2012年3月31日時点	<u>103,382</u>	<u>--</u>

() 法人税費用

	2012年 日本円	2011年 日本円
当期費用	<u>103,382</u>	<u>--</u>

() 実効税率3%および適用税率15%の調整

	2012年 日本円	2011年 日本円
税引き前損失	(338,040,736)	(242,823,581)
影響：		
非許容費用	28,294	--
非許容損失	344,616,998	242,572,956
未認識課税損失	--	3,158,492
未認識課税損失の利用	(3,158,492)	(2,907,867)
課税所得	3,446,064	--
税率15%	516,910	--
推定外国税額控除（80%）	(413,528)	--
法人税費用	<u>103,382</u>	<u>--</u>

11. 機能通貨および表示通貨

当ファンドの財務諸表は日本円で表示されています。当ファンドが運用する主な金融通貨は日本円で調達され、現在、ファンドが金融資産を最終処分したことにより生じた他通貨は日本円に換金される予定であるため、当ファンドの取締役は機能通貨を日本円と決定いたしました。

2012年3月31日現在で下記為替レートが適用されました。

	2012年		2011年	
	平均レート	最終レート	平均レート	最終レート
USD/JPY	78.990	82.87	85.516	82.65
INR/JPY	1.602	1.656	1.876	1.851

12. 金融リスク管理の目的と方針

() 時価

ファンドの金融資産および負債の時価は、それらの価格に近似します。

売却可能金融資産の時価は、活況な市場における市場価格から得られます。

() 金融商品運用の戦略

当ファンドの運用は、さまざまな金融リスクを伴います。信用リスク、流動性リスクおよび市場リスク(価格リスクおよび為替リスクを含みます)。

以下の注記は、当ファンドに関わる上記各リスク、ファンドの目的、方針、リスク測定と管理過程、およびファンドの資本管理についての情報を提示します。さらに、当財務諸表には取引金額が記載されています。

取締役会は、当ファンドのリスク管理体制の設立と監視に関し全体的な責任を負っています。

当ファンドのリスク管理方針は、ファンドが直面するリスクの特定および分析、適切なリスク限度の設定とコントロール、およびリスクの監視と限度の遵守のために制定されました。リスク管理方針およびシステムは定期的に見直され、市場の状況やファンドの運用状況の変化を反映させます。

信用リスク

信用リスクは、金融商品取引の相手方が義務または当ファンドと結んだ契約を履行しそこなうというリスクを示します。

金融資産にとって、ファンドが潜在的に直面する信用リスクの主なものは、定期預金、現金、対ブローカー債権です。当ファンドは、現金および有価証券の決済業務を大手の金融機関に依頼することで、信用リスクの軽減を計ろうとします。すべての投資取引は、認可を受けたブローカーを利用して、決済および、あるいは受渡払いとしています。ブローカーの支払い受領後にのみ有価証券を発送しているため、債務不履行のリスクは少ないと言えます。購買に際しては、ブローカーが有価証券を受け取った後に支払いを実施しています。いずれかの当事者が義務を果たさない場合は、取引が成立しないこととなります。当ファンドの最大限の信用リスクは、当ファンドの貸借対照表に記録された額までとなります。期限経過または不良債権となった金融資産、あるいは、今後、期限経過または不良債権となる金融資産ありません。

貸借対照表の日付において、当ファンドの最大限の信用リスク額は、下記の通りとなります。

	2012年	2011年
	日本円	日本円
売掛金	118,837	303,019
現金および現金同等物	38,388,938	57,342,689
	<u>38,507,775</u>	<u>57,645,708</u>

流動性リスク

流動性リスクは、当ファンドが金融負債に関連した義務を果たすことが困難になるリスクを示します。流動性リスクは、当ファンド内の株式保有者からの償還が主因となります。このリスクは、資産に投資することで、通常の市場の状況であれば、現金化すること、および短期の負債に見合う十分なレベルの現金を維持することで、コントロールできます。

2012年3月31日現在、契約上の割引前支払金に基づく当ファンドの金融負債における満期償還状況は、下記の通りとなります。

	要求に応じて	3ヶ月以内	3ヶ月以上 12ヶ月以内	5年以上	総額
期末	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2012年3月31日					
負債					
買掛金および 未払費用	--	10,563,520	--	--	10,563,520
償還可能優先株	1,081,323,092	--	--	--	1,081,323,092
負債総額	<u>1,081,323,092</u>	<u>10,563,520</u>	<u>--</u>	<u>--</u>	<u>1,091,886,612</u>

	要求に応じて	3ヶ月以内	3ヶ月以上 12ヶ月以内	5年以上	総額
期末	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2011年3月31日					
負債					
買掛金および 未払費用	--	23,197,922	--	--	23,197,922
償還可能優先株	1,623,758,968	--	--	--	1,623,758,968
負債総額	<u>1,623,758,968</u>	<u>23,197,922</u>	<u>--</u>	<u>--</u>	<u>1,646,956,890</u>

市場リスク

市場リスクは、金融商品の市場価値が変動することで引き起こされる潜在的損失です。当ファンドの市場リスクは、金利、外国為替レートおよび価格の変動率を含むいくつかの要因によって決定されます。当ファンドは、リスク管理戦略および投資に対する市場動向の影響を評価するさまざまな分析監視手法を使用して、市場リスクを管理します。

価格リスク

2012年3月31日現在、当ファンドの投資は、インド株式市場に対し著しく集中しており、他の成熟した市場への投資には通常見られない、ある程度考慮すべき点やリスクを抱えています。市場規模の狭小性、低い流動性、高い変動性に加え、インドの証券市場はまだ未成熟な市場と見られるところがあり、インドの発行体に関する情報は成熟した市場よりも少ないと言えます。インドの将来の経済的又政治的な展開が、当ファンドの投資先有価証券の流動性および／又は価値、あるいはその双方に対し、不利な影響を与える可能性があります。

マネージメント評価による合理的株価変動は、当ファンドの主要マネージメントが内部適用する感度率である10%とします。

株価が10%上昇／下落した場合、2012年3月31日に終了した年度の純資産および利益は105,348,221円（2011年：158,348,221円）増加／減少したことになります。

為替リスク

為替リスクは、金融商品の価値が外国為替レートの変動により影響されるリスクを示します。

当ファンドは株式に投資を行い、インドルピー建て資産および負債を保有しています。その結果、日本円のインドルピーに対する為替レートの変動が、当ファンドのインドルピー建て資産および負債に重大な影響を与えるリスクがあります。

下記は、感度10%で関連した外国通貨に対する日本円の増加および減少を表しています。マネージメント評価による合理的な外国為替変動は、為替リスクを主要マネージメントが内部報告する際に適用する10%とします。感度分析は未決済の外国通貨建て貨幣項目にのみ行われ、会計年度末外国通貨レートを10%変更して調整します。下記のマイナスの数字は、日本円が関連通貨に対して、10%円高になった結果、利益が減少したことを表しています。日本円が関連通貨に対して、10%円安になった場合、純資産に対して同じく逆の影響があり、下記残高はプラスになります。

インドルピーに対して10%円高になった場合の影響は、下記の通りとなります。

感度分析後	日本円 / インドルピー 2012年 日本円	売買目的投資 2012年 日本円	日本円 / インドルピー 2011年 日本円	売買目的投資 2011年 日本円
一年	1.762	957,711,108	2.036	1,444,828,347
その他の投資の減少		(95,771,111)		(144,482,835)

通貨概要

当ファンドの金融資産および負債の通貨別概要は、下記の通りとなります。

	金融資産 2012年 3月31日 日本円	金融負債 2012年 3月31日 日本円	金融資産 2011年 3月31日 日本円	金融負債 2011年 3月31日 日本円
インドルピー	1,081,276,370	--	1,615,861,827	--
米ドル	--	3,460,138	--	3,197,922
日本円	10,655,863	7,103,382	30,901,254	20,000,000
	<u>1,091,932,233</u>	<u>10,563,520</u>	<u>1,646,763,081</u>	<u>23,197,922</u>

上記の表には、満期前償還並びにインフラストラクチャークラスの株式の保有者に帰属する純資産は含まれていません。

金利リスク

金利リスクは、利率の変化が将来のキャッシュフロー又は金融商品の公正価値に対して影響を与える可能性から発生します。取締役会は、定められた期間に関する金利ギャップの限度を設定しています。

下記の表は、次回の契約上の金利改定日又は最終償還日のいずれか早く到来する日までの残余期間の面から、当ファンドの金利リスクエクスポージャーを分析したものです。変動金利の欄は、定められている日にプライシングの改定を行う変動利付きの金融資産又は金融負債ではなく、むしろ裏付けとなる利率の指数が変動した場合にその都度プライシングを改定する変動利率付きの金融資産又は金融負債を表示しています。

	変動金利 日本円	1年以内 日本円	非金利感応度 日本円
2012年3月31日現在			
金融資産	38,388,938	38,388,938	1,053,543,295
金融負債	--	--	10,563,520
2011年3月31日現在			
金融資産	57,342,689	57,342,689	1,589,420,392
金融負債	--	--	23,197,922

社内における金利リスクの評価においては、10ベシスポイントという感応度分析利率が経営者によって用いられており、当該10ベシスポイントという感応度分析利率の変化は、合理的な範囲における利率の変動可能性に関する経営者の判断を表しています。

当ファンドの金融資産に対する利率の変化の影響は極めて小さなものです。従って、当ファンドの税引前利益に対する感応度分析の影響は無視できるものと思われます。

資本管理

株式発行および償還能力により、当ファンドの資本は、償還ならびに募集に対する需要に基づき変化します。

資本管理に関し、当ファンドの目的は下記の通りとなります。

- ・ 覚書に記載される詳細、リスク・エクスポージャーおよび予想利益に合致する投資に資本を投資すること
- ・ 分散投資、デリバティブならびにその他最新の資本市場および様々な投資戦略やヘッジ技術を利用して、資本を安全に確保しつつ、矛盾のない払戻しを成し遂げること
- ・ 当ファンドの費用および償還要求に合致する十分な流動性を維持すること
- ・ 当ファンドの効率的費用運営に資する十分なファンド・サイズを維持すること

13. 関連当事者間取引

下記会計年度において、当ファンドは関連当事者との間における取引を行っております。関連当事者間取引の性格および取引金額は以下の通りであります。

() その他の関係会社

	2012年 日本円	2011年 日本円
UTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedに対する運用報酬		
4月1日時点	1,266,162	--
包括利益計算書費用計上金額	8,638,917	13,897,191
当該会計年度中支払金額	(8,981,717)	(12,631,029)
3月31日時点	923,362	1,266,162

() 経営幹部

当ファンドとドイチェ・インターナショナル・トラスト・コーポレーション(モーリシャス)リミテッド(以下「管理事務代行および秘書役」といいます。)との間の管理運営契約に従って、当ファンドから管理事務代行および秘書役へ、管理事務代行費、管理運営および専門家報酬として2012年3月31日時点で812,235円(2011年:1,278,134円)が支払われました。

14. 運用報酬、保管報酬および事務管理代行費用

投資マネージャーは、UTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedおよび当ファンド間で締結された投資顧問契約に従って、日々発生する運用報酬として、日々の資産の年率0.7%に相当する運用報酬を受け取る権利を保有しています。

保管報酬

保管銀行であるDeutsche Bank AGは、2006年12月8日付保管契約に基づき、月末評価をもとに、年率0.03%にあたる保管報酬を毎月受取る権利を保有しています。

事務管理代行費用

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Ltdは当ファンドに対する事務管理代行サービスを提供するために指名され、事務管理代行費用は、管理事務代行契約に設定された双方が同意した変動手数料基準に基づいて支払われます。

15. 後発事象

インドの財務大臣（「FM」）は、2012/2013年度の予算において、インドの税法に一般租税回避条項（「GAAR」）を導入することを発表しました。その後、利害関係者からの意見表明を受けて、GAAR条項の導入は2013年4月1日まで延期されました。GAARの適用に関する明確性と確実性を備える目的で、一連の規則とガイドライン（以下「ガイドライン」）を作成するために、インド政府により委員会も設立されました。その後、GAAR条項を分析、確定し、GAARに対して一層の明確性をもたらす目的で、ガイドライン案とShomeレポート（Shome Report）が公表されました。特に、Shomeレポートが、納税者居住証明がモーリシャスの税務当局により発行されている場合には、一切のGAAR条項の非該当扱いを推奨したことは注目されます。但し、報告は未だ検討中であり、インド政府の正式見解が明らかになる時点までは、取締役は、2013年のキャピタルゲイン課税債権を含めて、一切のGAAR条項の当会社に対する関連性を評価する立場にはありません。当会社は、当会社が一切のGAAR条項により悪影響を受けないことを確保するために必要な全ての措置を講じることに取り組んでいます。従って、取締役は、当該納税者居住地が既に会計処理されている税金以外に一切の追加的な税金を発生させることはないという前提に基づいて、財務諸表を作成しました。

(参考情報) 「Shinsei UTI Inidia Fund(Mauritius)Limited」 ClassBの2012年10月末日付け有価証券明細

銘柄名	業種	株数	円評価額	組入比率(%)
LARSEN & TOUBRO LTD	資本財	52,992	126,634,434	13.2
BHARTI AIRTEL LTD	通信サービス	258,013	102,081,919	10.6
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP LTD	銀行・金融サービス	67,395	75,295,252	7.8
SHREE CEMENT LTD	セメント等	11,425	70,635,369	7.4
BHARAT HEAVY ELECTRICALS LTD	電力・電気設備	169,250	56,034,968	5.8
GRINDWELL NORTON LTD	資本財	99,103	37,795,864	3.9
ULTRATECH CEMENT LTD	セメント等	12,500	36,673,592	3.8
NTPC LTD	電力・電気設備	148,000	35,960,582	3.7
CUMMINS INDIA LTD	電力・電気設備	46,940	33,663,692	3.5
COAL INDIA LTD	金属・鉱業	63,500	32,338,395	3.4
THERMAX LTD	電力・電気設備	32,354	27,631,049	2.9
INDRAPRASTHA GAS LTD	エネルギー	72,000	27,199,882	2.8
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	エネルギー	66,841	26,376,585	2.7
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自動車部品	19,400	25,230,843	2.6
HINDUSTAN ZINC LTD	金属・鉱業	128,020	25,202,937	2.6
INFRASTRUCTURE DEV FINANCE CO LTD	資本財	104,500	24,906,935	2.6
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE CO LTD	銀行・金融サービス	21,201	19,487,520	2.0
IDEA CELLULAR LTD	通信サービス	142,500	17,867,517	1.9
POWER FINANCE CORP LTD	銀行・金融サービス	64,000	17,442,565	1.8
JINDAL STEEL & POWER LTD	コングロマリット	29,200	16,637,859	1.7
CROMPTON GREAVES LTD	電力・電気設備	87,325	16,054,751	1.7
MAHARASHTRA SEAMLESS LTD	インフラ・建設	32,500	15,793,499	1.6
SIEMENS LTD	資本財	13,996	14,132,893	1.5
VOLTAS LTD	資本財	83,803	13,650,805	1.4
BLUE STAR LTD	資本財	37,369	10,932,040	1.1
ALSTOM PROJECTS INDIA LTD	電力・電気設備	14,000	8,414,620	0.9
ABB LTD	資本財	5,770	6,257,552	0.7
SUZLON ENERGY LTD	電力・電気設備	249,057	5,751,132	0.6

有価証券明細の組入比率は外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」 Class B投資証券の純資産総額を基に算出した比率です。

上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2012年10月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	988,609,161 円
負債総額	561,581 円
純資産総額(-)	988,047,580 円
発行済口数	2,429,593,521 口
1口当たり純資産額(/)	0.4067 円

(参考)新生 ショートターム・マザーファンド 純資産額計算書

資産総額	397,384,961 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	397,384,961 円
発行済口数	390,912,727 口
1口当たり純資産額(/)	1.0166 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**(1) 名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成24年10月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

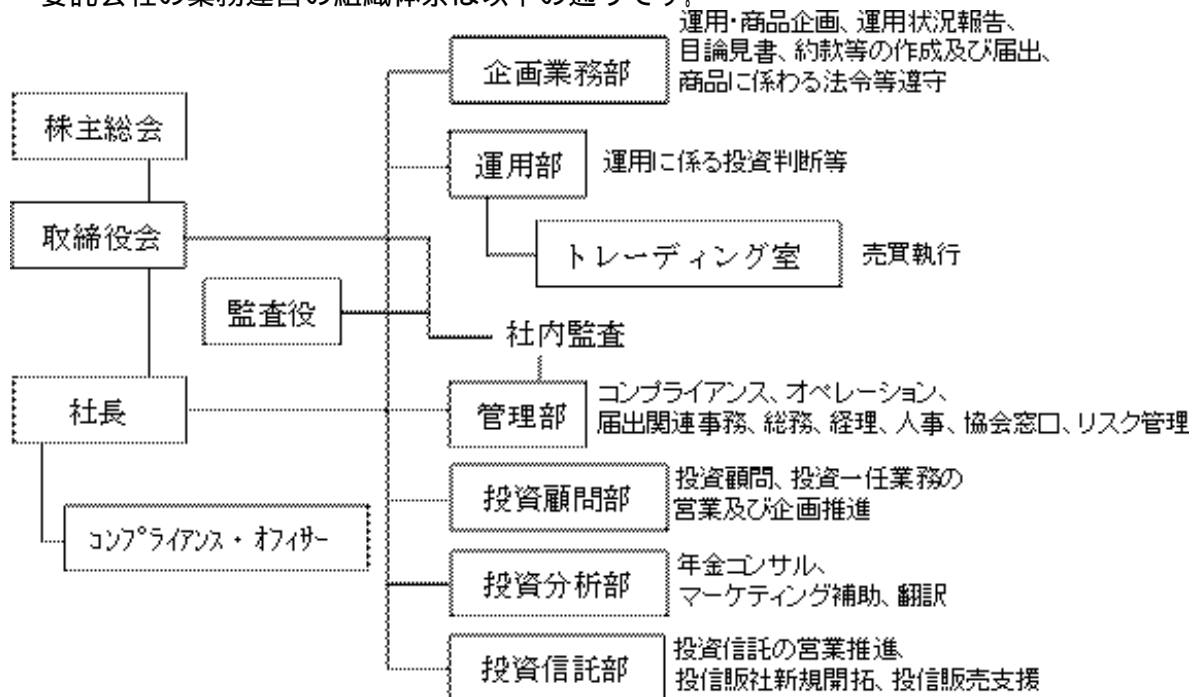
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



(3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、企画業務部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年10末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計22本（追加型投資信託17本、単位型投資信託5本）であり、純資産の総額は120,251百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別		第10期 (平成23年3月31日現在)		第11期 (平成24年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		748,455		797,088
前払費用			7,918		8,745
未収委託者報酬			189,465		147,167
未収運用受託報酬			22,526		21,488
未収収益			7,545		4,604
繰延税金資産			1,051		979
その他			-		13
流動資産計			976,962		980,087
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	47,094		43,210	46,248
器具備品	1	4,714		3,037	
無形固定資産					
ソフトウェア		5,390		3,388	3,432
商標権		118		43	
投資その他の資産			44,119		44,119
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計			101,438		93,800
資産合計			1,078,401		1,073,888

期別		第10期 (平成23年3月31日現在)		第11期 (平成24年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			171,204		125,062
未払手数料	2	110,179		83,601	
その他未払金	2	61,025		41,461	
未払費用			10,667		9,858
未払法人税等			3,927		3,948
未払消費税等			2,406		2,726
その他			983		1,030
流動負債計			189,189		142,625
固定負債					
資産除去債務			26,798		27,355
繰延税金負債			9,845		8,568
固定負債計			36,644		35,923
負債合計			225,834		178,549
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		357,566		400,339	
利益剰余金合計			357,566		400,339
株主資本合計			852,566		895,339
純資産合計			852,566		895,339
負債・純資産合計			1,078,401		1,073,888

(2)【損益計算書】

期別		第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,571,807		1,377,872	
運用受託報酬		122,817		111,721	
その他営業収益		26,532		20,137	
営業収益計			1,721,157		1,509,732
営業費用					
支払手数料	1	969,557		848,355	
広告宣伝費		34,827		28,754	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		586		563	
調査費		109,811		109,013	
委託計算費		25,355		20,396	
営業雑経費					
通信費		1,840		915	
印刷費		13,862		13,767	
協会費		3,017		2,881	
その他営業雑経費		6,812		8,601	
営業費用計			1,166,270		1,033,849
一般管理費					
給料					
役員報酬		25,290		20,100	
給料・手当		204,317		186,239	
賞与		34,115		27,803	
退職給付費用		35,669		30,274	
交際費		599		1,423	
旅費交通費		10,438		10,096	
租税公課		4,139		3,978	
不動産賃借料		37,458		44,119	
固定資産減価償却費		4,711		7,637	
資産除去債務利息費用		137		556	
諸経費		66,498		72,053	
一般管理費計			423,375		404,281

営業利益			131,511		71,601
営業外収益					
受取利息	1	123		100	
雑収入		3		11	
営業外収益計			126		112
営業外費用					
雑損失		1		2	
営業外費用計			1		2
経常利益			131,636		71,711
特別損失					
固定資産除却損		1,380		-	
移転関連費用	2	12,891		-	
特別損失計			14,271		-
税引前当期純利益			117,365		71,711
法人税、住民税及び事業税	1	42,887		30,144	
法人税等調整額		16,142	59,029	1,206	28,938
当期純利益			58,335		42,772

(3) 【株主資本等変動計算書】

第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	299,231
	当期変動額	当期純利益 58,335
	当期末残高	357,566
利益剰余金合計	当期首残高	299,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	357,566
株主資本合計	当期首残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566
純資産合計	当期首残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当期変動額	当期純利益 42,772
	当期末残高	400,339
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	400,339
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339

純資産合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339

〔注記事項〕
(貸借対照表関係)

第10期 (平成23年3月31日現在)	第11期 (平成24年3月31日現在)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,281千円</p> <p>器具備品 9,839千円</p> <p>2.関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 541,584千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 62,890千円</p> <p>その他未払金 29,399千円</p> <p>当該金額のうち、29,349千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 5,165千円</p> <p>器具備品 11,516千円</p> <p>2.関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 506,438千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 46,871千円</p> <p>その他未払金 20,663千円</p> <p>当該金額のうち、20,601千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

(損益計算書関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1.関係会社との取引</p> <p>支払手数料 487,624千円</p> <p>受取利息 123千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 29,349千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2.移転関連費用12,891千円は、事務所移転に伴い発生した金額であります。</p>	<p>1.関係会社との取引</p> <p>支払手数料 384,845千円</p> <p>受取利息 100千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 20,601千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)					第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式株	9,900			9,900	普通株式株	9,900			9,900

（リース取引関係）

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	748,455	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	22,526	-
差入保証金	44,119	27,016	17,103
資産計	1,004,567	987,463	17,103
未払手数料	110,179	110,179	-
その他未払金	61,025	61,025	-
負債計	171,204	171,204	-

(2) 時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	-
差入保証金	-	44,119
合計	960,447	44,119

第11期（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	797,088	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	21,488	-
差入保証金	44,119	29,013	15,105
資産計	1,009,864	994,758	15,105
未払手数料	83,601	83,601	-
その他未払金	41,461	41,461	-
負債計	125,062	125,062	-

(2) 時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	-
差入保証金	-	44,119
合計	965,744	44,119

(有価証券関係)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりません ので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりません ので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)												
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">エマージング・ カレンシー・債券 ファンド (毎月分配型)</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">新生・U T I インドファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">営業収益</td> <td style="text-align: center;">924,925</td> <td style="text-align: center;">345,339</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		エマージング・ カレンシー・債券 ファンド (毎月分配型)	新生・U T I インドファンド	営業収益	924,925	345,339	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">エマージング・ カレンシー・債券 ファンド (毎月分配型)</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">新生・U T I インドファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">営業収益</td> <td style="text-align: center;">871,660</td> <td style="text-align: center;">266,667</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		エマージング・ カレンシー・債券 ファンド (毎月分配型)	新生・U T I インドファンド	営業収益	871,660	266,667
	エマージング・ カレンシー・債券 ファンド (毎月分配型)	新生・U T I インドファンド											
営業収益	924,925	345,339											
	エマージング・ カレンシー・債券 ファンド (毎月分配型)	新生・U T I インドファンド											
営業収益	871,660	266,667											

(資産除去債務関係)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)																
<p>資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期首残高</th> <th style="text-align: center;">有形固定資産 の取得に伴う 増加額</th> <th style="text-align: center;">時の経過に よる調整額</th> <th style="text-align: center;">期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">26,661</td> <td style="text-align: center;">137</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">26,798</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高	26,661	137	-	26,798	<p>資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期首残高</th> <th style="text-align: center;">有形固定資産 の取得に伴う 増加額</th> <th style="text-align: center;">時の経過に よる調整額</th> <th style="text-align: center;">期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">26,798</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">556</td> <td style="text-align: center;">27,355</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高	26,798	-	556	27,355
期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高														
26,661	137	-	26,798														
期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高														
26,798	-	556	27,355														

(関連当事者情報)

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高(千円)
親会社	株式会社新 生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	487,624	未払 手数料	62,890
							連結法人税額 のうち連結納税親 会社への支出	29,349	その他 未払金	29,349
							敷金の返還	29,082	差入 保証金	44,119
							敷金の差入	44,119		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第11期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高(千円)
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	384,845	未払 手数料	46,871
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	20,601	その他 未払金	20,601
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
流動資産	流動資産
未払事業税	未払事業税
	1,051千円
小計	1,051千円
固定資産	固定資産
資産除去債務	資産除去債務
	979千円
	小計
	979千円
	9,749千円
	10,904千円

その他	891千円
評価性引当額	10,904千円
繰延税金負債(固定)との相殺	891千円
小計	千円
繰延税金資産合計	1,051千円

繰延税金負債

固定負債

建物（除去費用）	10,737千円
繰延税金資産(固定)との相殺	891千円
小計	9,845千円

繰延税金負債合計 9,845千円

差引：繰延税金負債の純額 8,794千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	40.69%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%
住民税均等割額	0.23%
評価性引当額の増減	9.29%
その他	0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.30%

その他	524千円
評価性引当額	9,749千円
繰延税金負債(固定)との相殺	524千円
小計	千円
繰延税金資産合計	979千円

繰延税金負債

固定負債

建物（除去費用）	9,093千円
繰延税金資産(固定)との相殺	524千円
小計	8,568千円

繰延税金負債合計 8,568千円

差引：繰延税金負債の純額 7,588千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.69%から平成24年4月1日に開始する会計年度から平成26年4月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は128千円減少（繰延税金負債は1,199千円減少）し、法人税調整額が1,070千円減少しております。

（退職給付関係）

第10期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第11期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第10期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第11期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額 86,117円85銭 1株当たり当期純利益 5,892円47銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 90,438円31銭 1株当たり当期純利益 4,320円45銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第11期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第12期事業年度に係る中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			792,418
前払費用			9,379
未収委託者報酬			136,483
未収運用受託報酬			21,750
未収収益			4,444
繰延税金資産			722
流動資産計			965,200
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	41,568	
器具備品	1	2,596	
無形固定資産			
ソフトウェア		2,425	
商標権		6	
投資その他の資産			44,119
差入保証金		44,119	
固定資産計			90,715
資産合計			1,055,916

期別		当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
未払金			98,428
未払手数料		72,350	
その他未払金		26,077	
未払費用			10,131
未払法人税等			2,675
未払消費税等			4,676
預り金			1,873
流動負債計			117,785
固定負債			
資産除去債務			27,639
繰延税金負債			8,462
固定負債計			36,101
負債合計			153,886
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		407,029	
利益剰余金合計			407,029

株主資本合計			902,029
純資産合計			902,029
負債・純資産合計			1,055,916

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
委託者報酬		667,697	
運用受託報酬		50,683	
その他営業収益		8,235	
営業収益計			726,617
営業費用			
支払手数料		410,454	
広告宣伝費		13,947	
公告費		600	
調査費			
図書費		275	
調査費		56,593	
委託計算費		8,775	
営業雑経費			
通信費		513	
印刷費		6,602	
協会費		1,504	
その他営業雑経費		4,519	
営業費用計			503,785
一般管理費			

給料			
役員報酬		10,080	
給料・手当		98,469	
賞与		14,314	
退職給付費用		17,773	
交際費		463	
旅費交通費		7,795	
租税公課		2,742	
不動産賃借料		22,059	
固定資産減価償却費	1	3,084	
資産除去債務利息費用		283	
諸経費		34,410	
一般管理費計			211,478
営業利益			11,353
営業外収益			
受取利息		50	
雑収入		12	
営業外収益計			63
営業外費用			
雑損失		31	
営業外費用計			31
經常利益			11,384
税引前中間純利益			11,384
法人税、住民税及び事業税		4,543	
法人税等調整額		150	4,694

中間純利益			6,690
-------	--	--	-------

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当中間会計期間末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	400,339
	当中間会計期間中の変動額 中間純利益	6,690
	当中間会計期間末残高	407,029
利益剰余金合計	当期首残高	400,339
	当中間会計期間中の変動額	6,690
	当中間会計期間末残高	407,029
株主資本合計	当期首残高	895,339
	当中間会計期間中の変動額	6,690
	当中間会計期間末残高	902,029
純資産合計	当期首残高	895,339
	当中間会計期間中の変動額	6,690
	当中間会計期間末残高	902,029

〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～38年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	6,808 千円
器具備品	11,957 千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	2,083 千円
無形固定資産	1,001 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
	普通株式(株)	9,900			9,900
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。				

（リース取引関係）

当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成24年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	792,418	792,418	-
未収委託者報酬	136,483	136,483	-
未収運用受託報酬	21,750	21,750	-
差入保証金	44,119	29,936	14,182
資産計	994,772	980,589	14,182
未払手数料	72,350	72,350	-
その他未払金	26,077	26,077	-
負債計	98,428	98,428	-

（2）時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
27,355		283	27,639

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型)	新生・UTIインドファンド
営業収益	449,753	105,246

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）		
1株当たり純資産額	91,114 円	11 銭
1株当たり中間純利益	675 円	79 銭
（注）		
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		
中間純利益		6,690 千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る中間純利益		6,690 千円
期中平均株式数		9,900 株

（重要な後発事象）

当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
트레이ダーズ証券株式会社	2,195百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,207.5百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成24年1月25日	有価証券報告書
平成24年1月25日	有価証券届出書
平成24年4月13日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年7月25日	半期報告書
平成24年7月25日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年12月10日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士 岩本 正 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 青木 裕 晃 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTIインドインフラ関連株式ファンドの平成23年10月26日から平成24年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・UTIインドインフラ関連株式ファンドの平成24年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 岩本 正印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月17日
新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩本 正印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。